

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…インタビュー「税理士制度改正要綱の行方」ほか
二頁…日税連理事会での四元語録

『税理士制度改正要綱』の行方

税理士法改正問題の現状 について

インタビュー

第一税理士協議会担当副会長に聞く

日税連が、四月五日(木)、税理士法改正の小淵委員会要綱を賛成決議したことによって法案作成が急がれているといわれ、税理士法改正問題は、更に急速に新展開を見せようとしている。事態はいよいよ容易ならざる段階に立ち至っている。そこで税理士法改正問題の現状について、長年国会筋に精通している第一税理士協議会の担当副会長にインタビューした(弘報部)

税理士会以外の団体も

広く強く反対している

問 今回の改正要綱には、税理士以外にも多くの団体が反対しておりますね。

答 その通りです。

公認会計士協会は、三月二十二日に歴史的な「税理士法改悪反対決起大会」を開き、千五百人の会員と多数の議員の参加を得て、その熱気のなかで、

第一 税理士の業務のなかに、法制上の三点に絶対反対する財務書類の作成を

第二 登録即入会制度を採用することによって、通知公認会計士制度を廃止しようとしていること

第三 審査に名を藉りて監査にまで業務拡張がなされようとしていること

また、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国中小企業団体連合会、全国青色申告会総連合、全国団体等五団体も、「われわれは公共的な中小企業団体として、

大会終了後大蔵大臣に建議し、パスを連ねて国会に大挙陳情し、その後も連日陳情して公認会計士協会の反対の意志は相当に浸透してきました。

また、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国中小企業団体連合会、全国青色申告会総連合、全国団体等五団体も、「われわれは公共的な中小企業団体として、

九割を埋めて、助言義務の問題と特試にかかわる全科目免除制(資格認定)についての反対質問が集中しました。それに対し、法政策委員が主として答弁していましたが、日税連の四元専務理事と同じく皆を説得する構えでした。しかし発言者の質問及び意見は殆ど反対で、会場全体として、こんな改悪ならむしろ廃案にすべきだとする空気が圧倒的でした。

東京税理士会の要綱に対する動き

問 東京税理士会執行部はどういうつもりなんですか。

答 事実上は要綱に批判的ではあるが賛成なんですね。その証拠は、山野ホールで行われた報告集会で見ました。第一税理士協議会からは、相当数の七十人くらい出席して反対意見を述べました。一般の税理士の方も続々出席し、山野ホールの九割を埋めて、助言義務の問題と特試にかかわる全科目免除制(資格認定)についての反対質問が集中しました。それに対し、法政策委員が主として答弁していましたが、日税連の四元専務理事と同じく皆を説得する構えでした。しかし発言者の質問及び意見は殆ど反対で、会場全体として、こんな改悪ならむしろ廃案にすべきだとする空気が圧倒的でした。

青年税理士連盟等

問 青年税理士連盟も絶対反対を称えていますのに、執行部はそれらの声を無視しているわけですね。

答 そうなんです。専業税理士協会の決起大会にも多数の一般会員が出席し、大蔵省主導型の税務職員を無試験認定し全科目免除をする今回の要綱は税理士制度の危機であることを訴えています。

波多野東京税理士会長の答弁からも、要綱への明確な反対態度は聞かれず、その部分は聞かれました。明らかにはばかしていません。執行部は、会員不在のうち日税連執行部と同様に処理しようとしていることが看過されています。

こうした報告会のあるとで、四月二日、東京税理士会理事会が開かれ、先ず「会員投票」

悪反対運動の高まりに、謀略をハネ返して一層奮闘しよう。

日税連、電報による

攪乱戦術をとる

謀略をハネ返して奮闘しよう

四月十六日、日税連計士兼業の税理士宛に会長名で「税理士法改正は公認会計士の権益を害する恐れなし、協会の反対運動に参加されないよう願います」という電報が、公認会

計士兼業の税理士宛に届いた。申すまでもなく、今回の税理士法改正は著しく公認会計士の権益を害するものである。「害する恐れなし」とはまったくの虚構であり自分勝手な断定であって、それを公認会計士兼業税理士に電報を打ってよこすなどは失敬千万である。こんな子供だましの手を使うという

「税理士制度改正要綱」の立役者である小淵三・藤井裕久両議員に細部にわたって鋭い質問をした。結局、反対陳情は毎日繰返し行われている。

公認会計士協会理事会、小淵・藤井両議員の説明に納得せず

税理士法改悪断固反対を連日続けている

「税理士制度改正要綱」の立役者である小淵三・藤井裕久両議員に細部にわたって鋭い質問をした。結局、反対陳情は毎日繰返し行われている。

同協会は依然として強い反対の意向を示している。反対陳情は毎日繰返し行われている。

同協会は依然として強い反対の意向を示している。反対陳情は毎日繰返し行われている。

小淵委員会要綱を賛成決議

理事会について伺いたいのですが、同理事

事会の四元答弁の模

とになりますから、大蔵省は国会提出を断念すべきでしょうね。そしてこの会員投票の数は、今後の参考となるところ大である。したがって、東京税理士会理事会は小淵委員会要綱の賛成決議をしてしまつたわけでありませぬ。

とになり、断固反対する。1、われわれは、公務員優遇の全科目免除制(資格認定制)の導入に断固反対する。

1、われわれは、監督権強化となる義務規定の創設に断固反対する。

1、われわれは、小企業対策の法制化につながる税理士法改悪に断固反対する。

(一頁より続く)

逆に全科目免除(資格認定制)という無試験になったことは今回の要綱案がいかに大蔵省主導型であることが、それを四元氏を中心とした一にぎりの執行部が巧みにかくし、各単位の会に説得に歩いた結果、こういう可決になったのです。

拡大、付随業務、通知公認会計士制度廃止、他人が作成した申告書の審査権の付与など幾つかの餌を与えて、それと抱き合わせに全科目免除制を当局に押しつけられてしまったの

です。ところがその餌たるや、ちっとも実利のあるものでないことを会員としては知る必要があります。

税理士法改正はこの機会を逃したら今後十年から二十年は取上げられないだろう、と四元氏はいいますが、取上げられなくていいのです。現行の税理士法でちっとも不便はないのですから、何も取返すことのできない不利益の十字架を背負ってまで改正する必要はないのです。

財政部会、政務調査会、審議会、総務会の審議、或いは閣議の議を経る順序を踏みます。

その間、公認会計士協会はもとより商工会議所等五団体、税理士会内部の諸団体も全部反対ですから、またま

た猛烈な反対運動が起きているように見えます。自民党内の調整も充分でなく、野党とも未調整です。

四元氏は衆院一日、参院一日で通過するようなことを日税連理事

会で行ってましたが非

常識も甚だしいと思いきるでしようね。

最も妥当であると考えられます。

現行法で仕事の上では何ら不便がなく、余程のことがない限り改正すべきではないのです。白紙に戻し新しい案を提出し直すことしか良策はありません。

特別税理士試験廃止は今回の税理士法改正問題の一つの目玉として自民党に働きかけた筈ですのに、確かに廃止にはなった、しかし

税理士法改正法案は

廃案が最も妥当である

四月十日の公認会計士協会理事会に小淵委員会の立役者である小淵恵三委員長と同要綱起草の中心者である藤井裕久参院議員が説明に見えたようですが、協会の対応はいかがでしたか。

答 公認会計士協会の反対のポイントは、1、税理士業務に付随して税理士に法制上会計業務を付与しようとする事

2、登録即入会制導入で、通知公認会計士制度を廃止しようとする事

3、税理士に審査権を付与しようとする事

の三点ですがこれについて明確に絶対反対の意志表示をしました。最終的に鳴戸清爾協会副会長が「両先生の説明を聞いても納得できません。私たちがはやり反対せざるを得ません」とご足労頂いたお礼を言上しながら又押しをしています。

小淵委員は、自民党財政部会税理士問題小委員会(小淵委員会)は昨年三月に発足して正に一年がかりの審議で十年間の間に醜態した成果が実ったようにいわれましたが、急速に展開したのは今年の一、二月からで、四月末を以て国会日程とのことですが、その前に自民党

の三点ですがこれについて明確に絶対反対の意志表示をしました。最終的に鳴戸清爾協会副会長が「両先生の説明を聞いても納得できません。私たちがはやり反対せざるを得ません」とご足労頂いたお礼を言上しながら又押しをしています。

小淵委員は、自民党財政部会税理士問題小委員会(小淵委員会)は昨年三月に発足して正に一年がかりの審議で十年間の間に醜態した成果が実ったようにいわれましたが、急速に展開したのは今年の一、二月からで、四月末を以て国会日程とのことですが、その前に自民党

日税連理事会での四元語録

小淵委員会の賛成決議をした四月五日の日税連理事会では、四元正憲専務理事が二人で答弁した。そこでは同要綱に基づき、税理士法改正案は衆院一日、参院一日で通過させたいと豪語した。一日で通過させたいと豪語した。一日で通過させたいと豪語した。

●社会党の修正案は困る 「社会党の修正案は困る。修正案は趣意の異なるものとして聞いており、全体としては小淵委員会の要綱通り進んでほしいが、社会党の修正案は消えてほしい問題にならない。政府の腹構えに任せよう。われわれも修正したりすると、全体がパーになるから無条件賛成しよう」

●通説は土足で上がったもの 「通説と小規模対策を結びつけたのは、通説の人は小規模をやっていけないから、だから通説を廃止せよといっているのではない。税理士会はそんな古いぼろでもない。通知公認会計士制度はそもそも税理士会の専断に土足で踏み込まれた屈辱感を感じる」

●監督権は税理士会から望んだ 「監督権は税理士会から望んだ。監督権は税理士会から望んだ。監督権は税理士会から望んだ。

●「雄弁な質問のあとの答弁は分が悪いが答えてやらねばならぬ。代議士もピンからキリまである。23年を経て5年後にはほとんど税務職員が税理士会に入ってくるのはたぬである。研修機関も整備するまでは三年、五年くらいはスタートしないし、職員にとっては認定のための学習は厳しいもの。無試験といつても運転免許の、実地試験といつても運転免許の、実地試験といつても運転免許の、実地試験

●「雄弁な質問のあとの答弁は分が悪いが答えてやらねばならぬ。代議士もピンからキリまである。23年を経て5年後にはほとんど税務職員が税理士会に入ってくるのはたぬである。研修機関も整備するまでは三年、五年くらいはスタートしないし、職員にとっては認定のための学習は厳しいもの。無試験といつても運転免許の、実地試験といつても運転免許の、実地試験

●「雄弁な質問のあとの答弁は分が悪いが答えてやらねばならぬ。代議士もピンからキリまである。23年を経て5年後にはほとんど税務職員が税理士会に入ってくるのはたぬである。研修機関も整備するまでは三年、五年くらいはスタートしないし、職員にとっては認定のための学習は厳しいもの。無試験といつても運転免許の、実地試験といつても運転免許の、実地試験

四元氏殆ど一人で強気の答弁

「社会党の修正案は困る。修正案は趣意の異なるものとして聞いており、全体としては小淵委員会の要綱通り進んでほしいが、社会党の修正案は消えてほしい問題にならない。政府の腹構えに任せよう。われわれも修正したりすると、全体がパーになるから無条件賛成しよう」

「通説は土足で上がったもの。通説と小規模対策を結びつけたのは、通説の人は小規模をやっていけないから、だから通説を廃止せよといっているのではない。税理士会はそんな古いぼろでもない。通知公認会計士制度はそもそも税理士会の専断に土足で踏み込まれた屈辱感を感じる」

「監督権は税理士会から望んだ。監督権は税理士会から望んだ。監督権は税理士会から望んだ。

「雄弁な質問のあとの答弁は分が悪いが答えてやらねばならぬ。代議士もピンからキリまである。23年を経て5年後にはほとんど税務職員が税理士会に入ってくるのはたぬである。研修機関も整備するまでは三年、五年くらいはスタートしないし、職員にとっては認定のための学習は厳しいもの。無試験といつても運転免許の、実地試験といつても運転免許の、実地試験

おっ、ウイスキーのギフト券。さっそく贈ってみるか。



ウイスキーでただひとつのスーパーニッカのギフト券。手軽で贈りやすい。しゃれている。といった理由で好評の声しきり。昨冬発売以来、ご利用の方がぐんぐんふえています。深い味わいで定評のスーパーニッカ。さ、今度はギフト券で贈ってみませんか。

SUPER

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

号外

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

4月5日
日税連理
事会での

四元語録

自民党税理士問題小委員会 (小淵委員会) の「税理士制度改正要綱」の賛成決議をした4月5日の日税連理事会では四元正憲専務理事がなかなかの鼻息をもって殆ど一人で答弁した。そこでは、同要綱に基づく税理士法改正案は衆院一日、参院一日で通過させてみせると豪語したり、或いは公認会計士をこともあろうに犬に譬えたり、また代議士にもピンからキリまであるなどと暴言ともいえる傲慢な態度で終始した。紙数の関係で取敢えず当日の四元語録だけを紹介しよう。大体次のような答弁をしたわけである。

四元氏殆ど一人で強気の答弁

●一局複数会制問題で自民党某議員りに待った!

「税理士会の分割に全体の一端として検討して、或る議員が二名で職能別等の分割案を議員立法で、あわや提出しようとし、主税局に来たことがあったが、現在全体的に税理士法改正を検討しているからそれはまずい、

●基本要綱通りはむづかしい

「あつと驚く為五郎じやないが、基本要綱からなせ離れたかと同じである。あつと驚かないように、今まは税理士法改正は難し」と病状を報告してきたといと何べんも言ってきたではないか」

●社会党の修正案は問題にならない

「社会党の修正案は困る。修正案件は社会党の中の個人的な意見として聞いており、全体としては小淵委員会要綱通りに進んでおり、社会党の修正案は

●通公認は土足で上がったもの

「通公認と小規模対策を結びつけたのは珍説だ。通公認の人は小規模をやってくれないから、だから通公認を廃止せよといっているのでは。税理士会

●助言義務等は税理士会から望んだ

「監督権や助言義務」は最初から税理士の姿

勢を正すためのもの。政府から押しつけられたものでも何でもなし税理士会のほうから望んだもの。税理士は脱税者を助ける職業ではないことを、納税者や国民に知らせるものがある。現在でも第三十七条があり、この精神はそのほかの条文にも含まれている。それを

●助言義務は倫理規定である

「私は腹立っている。不正あつたかどうかわからない。だから精神が立証責任は納税者に聞けばわかるかも知れないがむづかしい。筆証責任は国税庁だ、できないだろう。」

●代議士にもピンからキリ。特試問題を解決しないと法改正はできない

「雄弁な質問のあとに答弁は分が悪いが答えねばならぬ。代議士にもピンからキリまで

公認会計士協会は依然として税理士法改悪に断固反対し続けている

今回の税理士法改正問題の立役者である小淵委員会の委員長小淵恵三衆院議員と小淵委員要綱起草の中心者である藤井裕久参院議員が、四月十日(火)

の日本公認会計士協会の理事に改正意図の説明にお見えになったことは既報した。そこで同協会の立場としては完全には危険が去るものではないと、結局、同理事会の納得するところとはならず、同協会

る。研修機関も整備するまでは三年〜五年くらいスタートしないし、職員にとつては認定のための学習は厳しいもの。無試験といつても運転免許の「実地試験免除」と同じことではあり得ない。80%入ってくるのウソでいっているのもウソである。それは今の職員が皆成った時の話。認定とは資格を認定するのではない。研修内容を認定するのである。特試を本則に入れれば

●基本要綱はたな上げさせる

「よほどのことがない限り小淵委員会要綱は修正が不可能である。ただ懲戒規程だけは削るようをお願いしている。危惧されるようなことのないよう歯止めする。国会に倫理規定を守って貰い、取

●犬(公認会計士)でも行儀のいい犬なら

「通公認制度は、公認会計士が税理士の座ら上げてやってもいい敷へ土足で上がったものではないか。だが二たものであるから絶対に妥協ができない。しる。二十件〜三十件でかしまあ政治だから、ずつと通公認を認めようという社会党案などが犬もあるから、それは論外である」

五月連休明けから

税理士会内部の反対強まる

は依然として税理士法改悪に断固反対し続けている。国会への陳情活動は、税理士法改悪日繰返されている。

小淵委員会要綱に対しては、税理士会内部の役員選挙にさしかかっている、それにエネルギーをとられ、その絶対反対の全力投球が

とれる。影におびえるが、税務代理と監査な。弁護士に除斥期間があるのは自主権が確立しているからである。弁護士には非違行為でさえ国会は指弾できないではないか。除斥期間は今のところ高く掲げる。基本要綱は生きている。国民の理念は万古不易で、改正ができた上で、改正ができた上で、反対、反対といっている。公認会計士が税理士の付随業務や審査権に反対するのは、隣の芝生が青いので快しとしない感情論である。公認会計士は将来的な措置の棚上げである」

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…「税理士法の一部を改正する法律案」いよいよ国会へ
二頁…或る弁護士会の歴史(16)

『税理士法の一部を改正する法律案』 いよいよ国会へ

一局複数会制の実現を！ 第一税理士協議会、要望書を配布

各界から反対されて次国会見送りか、ともいわれる税理士法の一部を改正する法律案は、大が、会期が延長された蔵省と日税連の強引な今となつては、五月末推進により、政府提出か六月初めに衆院通過法案として改悪のまま続いて参院回付成立へ国会へ上程された。はとうい公算が大となつてきた。同法案に對し、長がなければ税理士法改悪法案も審議不能で

参の大蔵委員会における攻防は熾烈を極めるものとされる。とく、第一税理士協議会と緊張のうちにある。を許さず、彼我ともにある自由加入制による一局複数会制を実現すべく、与野党の国会議員にお願いしており、このほど全議員に次の要望書を配布した。

昭和五十四年五月

一局複数会制の性格 に関する第一税理士協議会の要望

第一税理士協議会
会長 岡崎 寿士

一、一局複数会は自由加入制が望ましい

各税理士会の会員数が専門職業人組織としては多くなりすぎであり(例えば東京税理士会は約九、五〇〇名、大阪合同税理士会は約七、〇〇〇名)、「税理士会の分割」問題が浮上し、その場合、地域割制か自由加入制かの二通りの議論があるが、第一税協は自由加入制を要望している。

そもそも、第一税協が大規模の税理士会の分割を認める複数会制の導入を主張しているのは、東京や大阪の税理士会がマンモス化し、会員相互の交流の場としての税理士会の機能が失われているところから、それらを適正規模のものにし、税理士会の本来の機能を取り戻したいという願望が根底にある。そしてそれと同時に、近年一部過激分子によって壟断されてきた税理士会の実態に失望し、これを健康・健全なものとするべく、「税理士会の正常化」を図ろうとする熾烈な悲願があるのである。

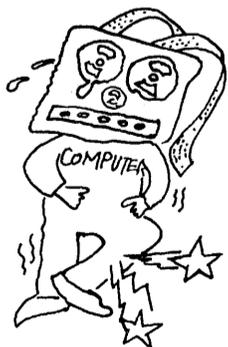
そのため、われわれはこれまで税理士会の内部にあって、税理士会の運営に積極的に参加し、その正常化に積年努力を尽くしてきたが、このようなわれわれの企図は実現せず、結局、われわれの理想を実現するには、志を同じくする者が集まって一つの税理士会を組織することを認める複数会の方法をとるしか途はないという信念を抱くに至ったのである。したがって税理士会の分割は、自由加入制しかなく、地域分割制ではわれわれのこの理想は活かされない。

コンピュータのあるところにも…リヒトコンピュータサプライズ

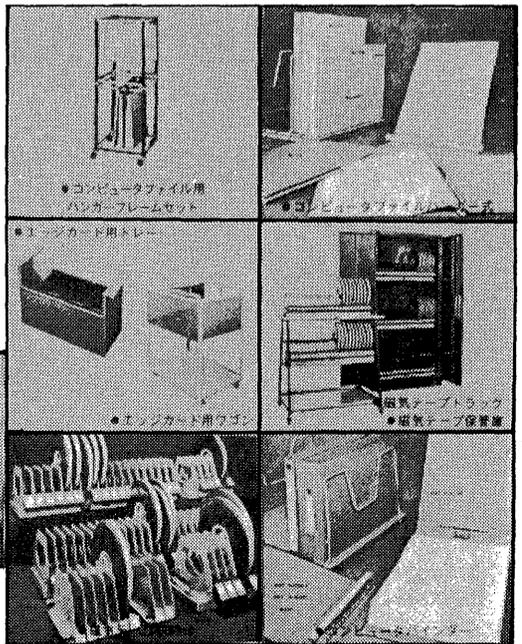
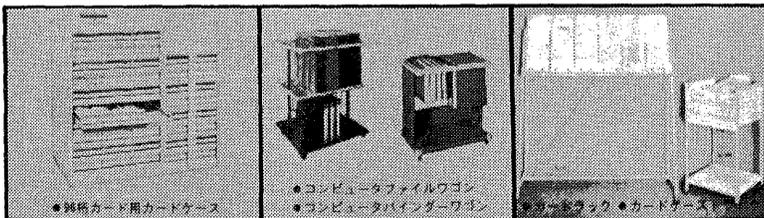


リヒトコンピュータサプライズ

強力無双の奔騰に弱いところがあつたように、バラ色のコンピュータには泣きどころがあります。それは、せっかくなじみ出したデータの完全な整理・保存がままならぬこと。ついなおざりにされて、いざ…というときあのカードは、あのテープは、と大さわぎ。リヒトのコンピュータサプライズがあります。データの管理はおまかせください。各種ファイルから、インデック、テープトラック、トレール…などいずれもコンピュータを泣かせないアイデア機器。コンピュータを知っているリヒトの確かな製品です。



コンピュータの泣きどころ



リヒト産業株式会社

本社 ●540 大阪市東区東人橋1丁目3番地 ●942-2361
東京 ●862-6911 / 札幌 ●841-1131 / 名古屋 ●681-9581
広島 ●32-8147 / 福岡 ●411-3225 / 仙台 ●23-8397

自民党の税理士制度改正要綱案 に対する第一税協の改正要望

Table with 2 columns: 税理士法の一部を改正する法律案要綱(案) and 第一税協の改正要望. It details proposals for the Tax Practitioners Act and the response from the First Tax Association.

われわれが自由加入制による複数会制を主張する脳裡には、その先例として東京の弁護士会が、自由加入制による三弁護士会から成り、各々がその会の伝統を持ち、各会の持味により新規会員に選択の幅を拓き、各会相互に切磋琢磨しつつ、それぞれの発展を図ってきた姿がある。
税理士の税理士会への加入が強制されている現在、会員にこの程度の会を選択する自由があつてよく、またそれが税理士会の健全な発展を志向するうえで望ましいのではなからうか。
第一税協の主張する「自由加入制」を公認会計士を中心とする一種の職能別による税理士会の設立を論じようという認識があるようだが、われわれの目ざすものは、税理士資格を持つ者に広と門戸を開放し、会としてのよき伝統を築き上げ、その会の持味にひかれて志を同じくする者が入会し発展していくというものであつて、特定の資格を持つ者が小さく固まろうという狭い見聞を持つものでは絶対にならぬ。

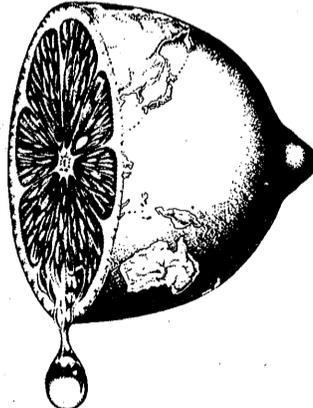
二、支部組織は協議会運営が望ましい

自由加入制で複数の税理士会ができた場合、税務署単位にそれぞれに支部ができ、税務当局との関係が複雑となり、税務行政上問題が生ずるといふ懸念が、当局にあるやに仄聞するが、いわばイデオロギー的対立が激しかったのは主として税理士会レベルのことで、地域的な小集団である支部レベルでは支部員相互の間に充分コミュニケーションを通じ合えるのが常態であつたことは、われわれのこれまでの経験に徴して明らかである。
したがつて、複数会ができて各々各地域にそれぞれの支部を設けるといふような複雑な機構をとる必要はなく、税務署単位で各支部の連合組織を設け、例えばその連合支部長は各支部支部長から交互に就任するなどの仕組みをとり、あたかもその連合組織が一つの支部であるかのように運営できるものと考えている。
このような仕組みがとられれば、当局の懸念は解消するわけで、この点も何らかの形で法制化されてよいものと思つてゐる。
以上の考えに基づき、第一税協は次の如く一局複数会制を要望する次第である。

或る弁護士の歴史

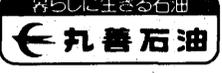
官僚の人権蹂躪を正すために

原審と控訴審は、昭和六年六月十五日の東京弁護士会の常例懇談会の席上、拙稿を以て、二人とも語調強く、陪審制度を無用の長物とする意見やそれと同調する動きを批判した。昭和六年七月の「正義」から「陪審法に就て」と題するその日の原稿を再掲してみよう。
「最近陪審制度は撤廃されたか、失敗したかといふことが頻りに新聞紙上を賑はす。是は一体どこから出てくる声か分らぬが向うか書振らるる見を、司法界内から出て来るのではないかと疑はれるのであります。司法界内の官僚は内心反対であつたのであります。只時の内閣閣議大臣たる原敬君が陪審制度を採用すると言つて、臨時法制審議会の議に付したものであります。表面は反対の声を挙げ得なかつたに過ぎないので、其の当時反対の人々が今日も陪審制度は失敗であるといふ声を立てるのではないかと思はれる。臨時法制審議会は、ここに居られた花井君、鶴沢君、故人となられた江木君等が協力せられ私も驥尾に付して陪審制度は非常な広き範囲に於て之を採用する案を立てた。諸君御承知の通り、人権蹂躪の問題の起るはどんな事件であるかといふと、決して殺人や強盗の事件ではない。官僚の人権蹂躪の問題の起るは、専制政治に伴う官僚の横暴の遺物とも見るべき事件に多いのです。或いは此の人を有罪にする政治的に都合が好いとか、担当官吏の功績になるとかいふやうな場合に多いのである。決して強盗殺人犯とか、放火犯とか今日陪審に付すべきものとされて居るやうな事件に多いのではない。
そこで我々が臨時法制審議会で議決した陪審制度の綱領といふものは、決して今日の陪審法に定められて居るやうな狭い範囲に限るものではない。
必要ない、参審制度がよいなどといふのは無理もありません。素人ですから。苟も籍を弁護士会に置いて、多少でも刑事事件を扱つた人々が、陪審制度を論議を囁かすに至つては、私は其の人々の司法制度に対する見識を疑はざるを得ないのであります。
若し現行法の下で事件が少なく陪審制度の実効が乏しいといふならば、なぜ更に歩を進めて、陪審法の改正を主張しないのであるか。陪審裁判を受ける必要のあるやうな事件が、陪審裁判にかかるやうに此の法律を改正するといふことを、何故主張しないのでありますか。今の法律で陪審裁判を受ける人が少ないから陪審制度は失敗だ、それだから廃止せよといふならば、その人々は将来人権問題を起すやうな事件を何に依て救はんとするのであるか。まさか之を見殺しにして置いて宜いといふますまい。
これは温厚な原にしてはめづらしいきびしい口調の講演の一つといわれる。それというのも、この前年の昭和五年四月十二日、鳥取市で広島控訴院管内弁護士会が開かれた時には、既に「陪審制度廃止の件」が上程されて、原の反響演説によつて否決に持つていつているから、原にして見れば「何べん言つたらわかるのか」といふやうなものであつたのであろう。この時の速記は残つていないが、昭和五年六月の「正義」に大要次のように記録されている。
「司法省が陪審制度実施後其事件の多かるべきものと推定を下し居りしは誤りなり。適用範囲極めて狭く、実施の根本思想と相違す。適用範囲は極めて之を広くするを要す。さすれば人権蹂躪の事は自然跡を絶つに至るべきなり。要するに非は陪審制度其のものにあらずして適用の狭きにある。」
昭和六年六月十五日の原、花井両博士の批判演説に刺戟されて俄然会員は燃えた。(つづく)



一滴でも大切に

石油は使つてしまえば、もうふやすことはできません。いま日用品から、エネルギー源まで石油の用途は驚くばかり。このかけがえのない石油は、日本では99.7%(77通商白書)輸入に頼っています。限りある地球の資源——丸善石油は、この大切な石油をいつも安定してお届けするために、あらゆる努力をつづけます。



運命だ

と言つてあきらめられますか?

身のまわりに危険がますますふえている今日。運命のいたづらに人生をダイナシにされてはたまりません。悲劇のヒーローはロマンの世界だけでたくさんです。火災、交通事故、病気、ケガ……こんな運命に泣かされないよう損害保険であなたの暮らしをガッチリ守ってください。



大正海上火災 本店 千104東京都中央区京橋1-6-20 ☎03(561)9111(大代)

- List of branch offices for Daihoku Marine Fire Insurance Co., Ltd. including locations like Tokyo, Osaka, and other major cities with their respective phone numbers.

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる



発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

号外

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

税理士法案、遂に廃案

第一税協の作戦効を奏す。実りがあった反対運動

税理士法改悪案が遂に廃案となった。第八十七通常国会は与野党の対立がとげぬまま会期最終日の十四日深夜に至り、時間切れ寸前に衆院航空機輸入調査特別委員会の閉会中審査を決めただけで、あまたの重要法案が軒並み審議未了で廃案という異例の幕切れとなって、税理士法案も運命を共にしたというわけである。

確かに、税理士法改悪案の粉砕運動を進める側から見れば、種々の別次元の政治問題が幸いした。提出側の政府当局は、法案作成の段階から与野党や利害関係団体執行部との根廻しを行い、基本的に了解をとりつけたとして、他の重要法案の問題化する以前にさっさと成立させるつもりであったのである。それが遅れに遅れたために会期末の混乱に巻き込まれ、流されてしまったというわけ。提出を遅延せしめた原動力は何か。税理士会員の一部の反対勢力が国会へ陳情活動を行い、第一税理士協議会が反対したことが明らかに提出を遅らせている。

一局複数会制運動が微妙に影響

今回の税理士法改正をこれを統制しようとは一月の後半から何故か大蔵省の意図が露か急激に表面化して以て、骨で、スムーズにいく来、大蔵省主税局が相はずのものとないこと当無理な根廻しを行っては誰の目にも明らかでたことはよく知られてあった。しかし、日税理士会、日税連の四元専連が機関決定したとい務理事は、審議もそこそこ僅かそれぞれ一日で両院を通過するよとのトップが了解したうなことを豪語し、この公明・民社の野党も大の法案はいいものだと納得したもの、基本会下部会員に対しても強引な根廻しがあった。このことはその後、公認会計士協会に對する大蔵省の根廻しも同様であり、執行部は納得させられ反対運動をしないということ復合されて、極めて困難な様相を呈していた末を余儀なくされて、折しも第一回目の与野党への根廻しはそれら背景に行われた。野党との全面審議ストップがあり、五月十二日認会計士協会の全会員に、直感的にも客観的に、何となく納得し難い感じが強くあり、必ずしも了解していなかった。

その後も、今回の法改正は税務行政の延長線上に税理士制度を置

日か三十日に衆院大蔵委員に付託されなれば、予想される会期末の混乱に巻き込まれるおそれがあると噴かれていたが、それも付託されなかつたわけである。結局、主税局の福田審議官が野党に立きつき、六月一日の午前中に衆院大蔵委が開かれ、やっと、俗に「お経読み」と称される大蔵大臣の提案趣旨説明が行われた。自民、社会

日か三十日に衆院大蔵委員の質問があり、委員に付託されなれば、予想される会期末の混乱に巻き込まれるおそれがあると噴かれていたが、それも付託されなかつたわけである。結局、主税局の福田審議官が野党に立きつき、六月一日の午前中に衆院大蔵委が開かれ、やっと、俗に「お経読み」と称される大蔵大臣の提案趣旨説明が行われた。自民、社会

一局複数会制実現へ邁進を！

しかしながら、空戦が終わつてからも、すく審議されなかつたのは何故か。遅れに遅れ、会期末の混乱に税理士法案を巻き込んだ結果たらしめたものは何か。何が同法案のプレキをかけたか。やは、第一税理士協議会が一局複数会制問題を大蔵省主税局につつき、与野党衆参議員に熱心に頼んだことが、利である。主税局は、法案審議に何故大臣が出席していないかとい質問もあり、翌六月六日には金子大蔵大臣が出席し、民社、公明両党が専ら大臣に質問を展開したのであるが、元号法成立や航空機問とこのからみて、社会、新自らは審議拒否を行

この日、公認会計士協会の質問は、昭和十九年の税理士法改悪案が廃案になった時、めから賛成に積極的であったが、その時、大蔵委員で、その際、税理士の自主権を尊重し、反対に微妙な影を投じた。この日、公認会計士協会の質問は、昭和十九年の税理士法改悪案が廃案になった時、めから賛成に積極的であったが、その時、大蔵委員で、その際、税理士の自主権を尊重し、反対に微妙な影を投じた。この日、公認会計士協会の質問は、昭和十九年の税理士法改悪案が廃案になった時、めから賛成に積極的であったが、その時、大蔵委員で、その際、税理士の自主権を尊重し、反対に微妙な影を投じた。

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁…第11回定時総会報告

二頁…会社法改正意見照会の
意見書発表

三頁…或る弁護士会の歴史(時)

四頁…暑中見舞名刺広告

一局複数会制実現に備えて

入会勧誘の大運動を!

第一税理士会第11回定時総会

税理士法改悪粉砕のために

総会は川口菊夫常務理事の司会ではじまった。岡田一馬副会長の開会の辞のあと、岡崎寿士会長が挨拶に立ち「税理士法改悪案は松野問題で廃案になったのは表から見ただけで、その実は税理士会の中の助言義務や資格認定導入に反対するグループの陳情、とりわけ第一税理士協議会が通知公認会計士制度廃止反対や自由加入制による一局複数会制導入を根気よく訴え続けたために与野党の足並みがなかなか揃わず、ずるずると会期末近くまで法案審議が遷延し、そのために会期末の混乱に巻き込まれたことが同法案廃案の真因である。今後の見通しとしては、九月の臨時国会

に同法案は再提出される模様であり、再び熾烈なる反対運動を展開しなければならぬこと。不幸にして成案の方向に動く場合はぜひ自由加入制による一局複数会制実現の道も通じて頂けるよう議員各位にお願しよう。またその場合は通知公認会計士制度廃止に伴う税理士会への大量入会が予測されることから、当然第一税理士協議会の責任と役割は重大であり、本日は第一税理士協議会を強化する諸方を審議願いたい」と結んだ。

次いで中村忠日本公認会計士協会東京会会長が「第一税理士協議会の活躍を欣快とし、同慶の至りである。とにかく、それぞれに努力

力していることを素直に評価し、ともに制度のために尽力することが必要である」と来賓の挨拶をのべた。岡崎会長が議長席に就いて議事に入り、議長長の総会成立宣言ののち、議事録署名人に池田洋次郎、土橋栄夫両氏を指名した。

報告事項「第十一年度事業及び会務報告の件」を岡田副会長が、審議事項「第一号議案／第十一年度決算報告書承認の件」「第二号議案／会則変更承認の件」「第三号議案／第十二年度事業計画承認の件」「第四号議案／第十二年度収支予算承認の件」「第五号議案／役員改選の件」を下田友吉副会長が提案し、すべて原案

六月二十九日(金)に行われた第一税理士協議会の第十一回定時総会は、同会の努力が効を奏して税理士法改悪案を廃案に追い込んだあとだけに意気軒昂たるものがあった。税理士法改悪案は九月の臨時国会に再提出され、まかり間違えば成案となるのではないかと危惧されているが、そうならなかったで、一局複数会制に関する条項が同法案に盛り込まれるわけであり、また、通知公認会計士制度廃止という問題も含めて、第一税理士協議会の果たすべき役割は重要であって、第一税理士協議会への入会を大々的に勧誘し同会を一大強化して斯界への影響力を強めなければならないということに衆議一決した。

三輪三郎副会長の閉会の辞で第十一回定時総会を終了し、懇親会に移った。懇親会には種々の都合が重なった関係から大竹浩東京税理士会副会長のみのみ出席された。

総会及び懇親会における審議模様は、大きな地殻変動を前にしてか、いつになく活発に終始した。

税理士法改悪案の反対運動に関しては、一層強気に展開すべきことが強調され、現在のままの再提出では不可であることを福田審議官や四元専務理事に勇気をもって助言する必要がある。利害関係者みんなの合意に達しない身分法はあり得ない。

い、法案を通したいと思うなら修正して出直すようにご両人によく言わねばならない。という意見が出た。

また今後の見通しの一として、もし波多野東京税理士会長が日税連会長に就任した場合、果たして税理士法改悪案が原案のまま提出されるかどうか問題であるという意見も出た。

いずれにしても、公認会計士を兼業している税理士の税理士会における唯一の権益防衛団体たる第一税理士協議会の責任と役割は大きく、組織強化のあり方も今以上に活発化すべきことを全員が確認した。先ず、大々的に第一税理士協議会への入会勧誘運動を展開することを申合わせたい。そしてそれを通じて支部組織を強化し、もって第一税理士協議会全体の組織確立を果たそうと、一局複数会制実現—新しい税理士会誕生前夜の歴史的総会を終えたのであった。

世界の人の手に
Pentel



油性
¥150

黄色いボディの タフな奴!

- 速乾、耐水性インキを使用していますので、筆跡の乾きが速くて水に強く、紙、ビニール、プラスチック、金属、ガラス、陶器、木材等広範囲に筆記できます。
- 特殊加工のペン先は、丈夫で摩耗しにくく、穂くずれがありません。
- キャップは携帯に便利なクリップ付です。

マークペンてる
〈中細〉

ペンてる株式会社

改正意見照会の意見書発表

第一税理士協議会は法務省参議官室から各界に照会された「株式会社に関する改正試案」に対する意見書を六月三十日に案定し七月はじめ法務省へ提出した。左がその全文。何しろ、今回の意見照会では「会計監査人による監査を受けなければならない会社の範囲」という問題を含んでいるので、当面公認会計士兼業の税理士で組織されている第一税理士協議会としては重大なる関心を示してまとめたものである。

すなわち、「会計あるところ監査あり」の思想は世界の傾向であり、監査対象会社の資本金を引下げる方向は昭和四十九年三月に行われたさきの商法改正の際の附帯決議の線をいよいよ実

現に近づけるものとして、ぜひその線を導入されるよう強調している。

これに対しては、日税連の同意意見照会に対する意見書では、「会計監査人監査を強制される会社」(監査特例法)の現行資本金十億円以上という規定の限度額引下げをはかるという考え方には絶対反対とする態度を固執している模様であり、その頑迷さには早くも世のひんしゆくを招いている。

第一税理士協議会は世の進運に添おうとする法務省の積極的姿勢を評価し激励し、一部の反動的な傾向に左右されることのないよう強い主張を示し、万丈の気を吐いている。

意見照会「株式会社に関する改正試案」

に対する第一税理士協議会の意見書

昭和五十四年六月三十日

第一税理士協議会

(前文)

公認会計士兼業の税理士で組織する第一税理士協議会は、今回の改正試案を管理し、進歩せる方向が採入れられておりおおむね是とするものであり、機関に関する改正試案「について各界に照会しその意見を求める慎重なあり方に先ず賛意を表するものである。

会計監査人による監査を受けない会社の連結財務諸表の取扱について

(第一一—一—a—②)

この項は、「連結財務諸表をどう取扱うか」は、会社の計算の問題として検討する」とあり、引続いて行行予定とされている会社の計算及び公開等の基本問題を審議する際に検討されるように読取れる

が、会計監査人による監査を受けない会社であっても、連結財務諸表は任意規定として商法に導入されること望ましい。

(理由) いうまでもなく、連結財務諸表の採用は世界の趨勢であ

り、連結財務諸表による財務公開の実が挙げられておるからである。

会計監査人による監査を受けなくともいい会社でも定款に定める等によって受けたほうが望ましいことについて

(第一一—一—a—③)

「会計監査人の監査を受けなければならぬ会社以外の会社であっても、定款の定めにより、会計監査人の監査を受けることができるとし、この場合にはbと同様とする」ことを是とする。すなわちこの場合の会計監査人の監査を受ける会社と同様ということ

は、今回の試案に、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書は、会計監査人及び監査役の適法とする意見があったときは、株主総会の承認を要せず、ただし、その内容を株主総会に報告しなければならぬ」とあり、これを歓迎する。そのように定款を変更することを株主総会で決議すればいいのであるから、ぜひ任意規定として各社において採用されることを推奨することが望ましい。

(理由) 「会計あるところ監査あり」の思想を広く浸透させるわけであり、多くの会社の経営が健全になるからである。

会計監査人の監査を受けなければならぬ会社の範囲について

(第一一—一—a—④)

試案ではこの項も「別に検討する」としているが、ぜひ前向きで検討してほしいものである。現在の段階では、資本金五億円から十億円までの会社であっても証券市場に上場されている会社以外に、同法付則で会計監査人の監査を受けなくともいいことになっていくが、この範囲を徐々に拡大する方向に法制化する必要があると思われるのである。証券市場には資本金二億円以上は上場することができなければならない。会計監査人の監査対象会社の範囲は徐々に資

(三頁へ続く)

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改悪法案は、国会の重大な局面の影響で、幸いにも廃案になりました。

しかし、来るべき臨時国会に再提出されようとしています。そもそも税理士に益しない同法案は、税理士自身が誰よりもさきに先ず反対しなければならぬものであり、第一税理士協議会の果たすべき役割はひじょうに重要です。そのためには第一税理士協議会を強化し、より多くの力を結集して決定的な廃案をかちとる必要がありますのでこの際第一税理士協議会へご入会下さいませよう心からお勧め致します。資金的にも力が加われば今から政治的な諸手を打つことができます。

成案となった場合は、なおさら自由加入制による一局複数会実現が望ましく、その推進力はいうまでもなく第一税理士協議会をおいてほかにありません。しかも、成案となった場合、登録即入会制で通知公認会計士制度は廃止され、税理士会に入会しなければならぬわけですから、その際われわれの権益を守るため一受皿としての第一税理士協議会に早く結集することが急務であります。ぜひ、第一税理士協議会へのご入会を!

会費は年額一万円です。同封振替用紙をご利用のうえ、左記へ入会お申込みください。

〒113 東京都文京区本郷五—一—八—三

公認会計士会館内第一税理士協議会



暑中お見舞申し上げます



浅井新平 目黒区中町二丁目三十三番三 電話(七二)八七四四	石網常雄 千代田区神田駿河台一丁目五 コト駿河台五〇三番室 電話(九五)二四四八	海老美与治 港区六本木四丁目八十八番 アロハビル四階 電話(四〇)四〇八九	長田邦稲 港区新橋一丁目十三番二 二丁目新橋ビル三二七号 電話(五八〇)七二四	木村久弥 中央区日本橋人形町 一一一五 電話(六六六)三六〇三	島田百郎 練馬区上石神井一丁目三番六 電話(九二〇)八二七	千正清夫 中央区日本橋茅場町一丁目 共同ビル八〇〇番室 電話(六六八)〇〇五	土橋栄夫 渋谷区本町六丁目一四 電話(三七七)三七〇	古屋勝成 八王子市本町一丁目一五 電話(三三〇)五〇九	三輪三郎 杉並区高円寺南一丁目一五 サマヤビル九階 電話(二五)三三三三
浅見孝 中野区上高田四丁目一 電話(三八〇)三六三六	石原光夫 千代田区九段北一丁目九十五 朝日九段マンション 電話(三三〇)三三四八	大堀雅三 杉並区梅里一丁目二二番五 電話(三四)四二二二	加藤隆之 台東区西浅草一丁目六十四 電話(八四三)〇六六	窪寺長治郎 練馬区豊玉上二丁目三 電話(九九三)五三二二	清水多四郎 墨田区業平三丁目一〇二 電話(六二五)三九一八	染谷孝太郎 葛飾区堀切五丁目五〇一 電話(六〇〇)五〇五〇	仲井良治 墨田区東向島一丁目三十四番五 電話(六一)三三〇〇	前田実 千代田区神田駿河台三丁目三 共同ビル九三三番室 電話(二五)八九四九	村松良市 国分寺市内藤一丁目四一 電話(四五)七〇三七
荒井善蔵 世田谷区成城二丁目三十三番五 電話(四二〇)〇三四三	磯崎勝 文京区小石川二丁目二二番八 電話(八一五)三四五二	大盛広吉 足立区千住柳町三丁目七 電話(八八)六二二五	金子勇 八王子市台町一丁目八十七 電話(四三六)三三〇八	倉田由次 足立区梅島一丁目九十五 電話(八八七)八四五一	下田友吉 台東区根岸一丁目一〇一五 電話(八七四)七三七	高橋栄吉 渋谷区代々木三丁目五十六 電話(三七七)二四七六	中島育広 世田谷区玉川瀬田町五丁目九 電話(七〇〇)三三三二	丸山修司 北区赤羽西三丁目三十四番三 電話(九〇〇)二三五五	山本敏郎 港区西新橋二丁目二〇番三 電話(四三三)五五五四
有賀徳寿 台東区浅草六丁目三五番八 電話(八七三)七九八三	市川隆 国立市西一丁目一〇番一 電話(四五七)三三三三	岡崎寿士 中野区本町四丁目九二番二 電話(三八〇)一五五二	兼山金刀園 練馬区上石神井一丁目三〇番八 電話(九二〇)八三四四	斎藤嘉三 杉並区下井草四丁目三十二 電話(三九九)九四六六	新保太郎 新宿区西大久保一丁目二九五 電話(二〇九)五二二	高森利正 江東区亀戸二丁目四十九 電話(六八八)五三三	永島徳造 豊島区目白四丁目二四十五 電話(九五四)〇三三五	丸山潤次 豊島区北大塚一丁目二二三 日本ビルビル別館三階 電話(九一七)五〇〇一	山本日出麿 千代田区大手町一丁目一 電話(四二)六六六六
飯沼清夫 足立区梅田七丁目一五二 電話(八八〇)八八二	伊藤秀雄 板橋区板橋二丁目五六一七 電話(九六六)二三四五	岡田一馬 墨田区立花一丁目三二番六 電話(六二二)一八九〇	上山五郎吉 武蔵野市境二丁目二二三 電話(三五五)二二三六	斎藤久斉 文京区向丘一丁目二〇番八 木屋ビル二階 電話(八一三)六八三六	諏佐市之丞 新宿区西大久保三丁目八五 電話(二〇〇)六二二	田中勤二郎 中央区八丁堀三丁目一八 電話(五五二)三三三三	二村倍吉 港区西新橋一丁目一八番六 電話(五〇〇)八二〇	水葉義一 秋川市小川八三番六 電話(四五五)八三六二	吉田承治 目黒区上目黒四丁目一〇 電話(七九九)三六四一
池田洋次郎 北区王子二丁目三十一番一 電話(九二)八二二	井上準一 千代田区神田駿河台 三十五番一 電話(二九四)三〇二二	岡部謙三 中野区中央四丁目一七番一〇 電話(三八八)五八四七	河合貞司 江東区大島二丁目三〇番一四 電話(六八八)八四七六	三枝潮 世田谷区鷹台一丁目九一三 電話(四二九)五三八一	須崎孝美津 北区西ヶ原二丁目四〇番六 電話(九一〇)六六六六	田中正盛 台東区柳橋一丁目二九七 五十五番五二二番室 電話(八六六)〇三九四	橋本一雄 葛飾区柴又一丁目九一七 電話(六〇七)一六六六	峯木清 墨田区江東橋三丁目二二三 電話(六三三)九七一	若林恒雄 中央区築地二丁目九一 銀座ビル 電話(五四二)六六三三
石井巖 足立区足立三丁目二二番一〇 電話(八八七)六三五一	岩崎守利 新宿区原町一丁目七三番三 電話(二〇〇)三三三三	小川一郎 大田区池上六丁目一九番八 電話(七五三)二六二七	川口菊夫 板橋区大山町二丁目一〇番七 電話(九六六)五五〇七	酒井浅男 中央区湊二丁目一〇番七 電話(五五二)〇六二四	鈴木三男 大田区池上四丁目二六番二 電話(七五三)七四〇	田中正盛 大田区多摩川二丁目一六番五 電話(七五〇)六二五二	浜中忠礼 青梅市河辺町五丁目一三番一 電話(四五八)四三三三	都沢美夫 江東区永代二丁目二二番四 電話(六四二)二九三三	和田新之助 文京区本郷二丁目一六番一〇 三興ビル 電話(八二四)五八九五
石井操 千代田区飯田橋一丁目二三番 電話(二六四)四六四〇	岩村譲一 中野区中野一丁目五六番五 電話(三六三)一六〇四	小川弘明 荒川区西日暮里五丁目六十七 電話(八九二)〇〇〇一	岸本勝次 台東区台東四丁目一〇番七 電話(八三二)二四六一	佐々木秀明 台東区東上野五丁目一十二 電話(八四二)〇二四八	関弘 荒川区東日暮里五丁目三十八 電話(八〇二)〇〇六六	玉家義雄 大田区久が原六丁目一 電話(七五三)〇四七一	人見敦 文京区小石川二丁目一 電話(八一三)〇六八四	宮下昌久 中央区日本橋茅場町二丁目一 宮下ビル五階 電話(六六六)七四〇七	渡辺孝夫 小金井市中町三九一三 電話(三三八)六六六八
石田鉄三 墨田区八広三丁目一五番一〇 電話(六二二)五二四六	宇津木三郎 世田谷区桜一丁目一六番一六 電話(四二九)七二〇九	小川敏市 台東区三ノ輪一丁目一八番一五 電話(八七三)七六八	久保村得治郎 板橋区氷川町二丁目一八 電話(九六六)二二二〇	塩崎四郎 中央区日本橋茅場町二丁目六 電話(六六〇)〇六六七	関口秀男 中央区銀座四丁目一三番一 上原ビル 電話(五四二)七五六一	綱島慶寿 品川区西五反田一丁目三十九 電話(四九四)二二五六	藤井邦保 江東区富岡一丁目一七 電話(六四二)二三四三	宮武一 江戸川区南小岩二丁目一〇 電話(六五七)五九九四	渡部正広 文京区目白台二丁目九八 電話(九四二)一七七七

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

- 一頁…竹本インタビュー、ニュース
- 二頁…通達を咀嚼する「仮決算における経理」の一通達を巡って
- 三頁…
- 四頁…或る弁護士会の歴史(19)

竹本孫一衆議院議員(民社)に聞く インタビュー 税理士法改正問題のゆくえ



自由加入制による 一局複数会制実現の道も

第八十七国会において、とくに税理士法改正審議での各利害団体間の調整等に大活躍を示した竹本孫一衆議院議員を議員会館に訪ね、税理士法改正問題のゆくえを伺った。竹本議員は「民社党の頭脳」とうたわれ、現在同党政権ビジョン委員長として、総選挙前のあわただしさのなかを文字どおり東奔西走している。やっとの思いでお会いすることができたわけである。

(インタビュー) 松木正輝・兼山金刀園

はじめに第八十七国会の異常な勢いについて。

竹本 それですよ。要するに、われわれが努力したものが、最終的に全部廃案になったというところは、遺憾の極みです。航空機特別委員会を開けば松野さんの偽証発表が委員会を通過するというところは、諸般の情勢から確実なものだから、自民党は何としても同委員会を開きたくなかった。そのために全部の委員会も開かれず、結局、97パーセントまで審議が進んでいた全法案が枕を並べて討死した。

とくに民社党は、国民が求めている薬事二法、共済年金法改正の三法案だけは絶対に成立させて閉会にすべきだ、と大平さんに申入れたのに彼は応じてくれませんでしたね。自民党のかかる党利党略は、国会・国民の立場から断じて許されざる暴挙である。はじめにこれをハッキリ言っておかないと落ちつか

たね。(笑)

税理士法改正案は、五月十二日にや、国会に上程されたわけですが、今お話を聞かされたのは周知のことです。上程までに時間がかかったということ、とくに先生の調整作業が影響を及ぼしたのでは?

竹本 確かに自民党筋では某有力議員が僕のところへ電話をかけてきて、折角みんなここでまで苦労してまとめ、たんだから、ぜひ今国会(八十七国会)で成立させるように努力してくれ、なんていってましたけれどね、僕は

一局複数会制についての地域割の政府の考え方には異論がある、といっておきました。大蔵省は、とにかく一局複数会制というものを国会の場に登場させるんだから、それだけでも今までより前進ではないか、今回のところはそれで了解してくれ、というんです。大蔵省をして、そこまで持つていくのに、確かに私は大蔵省筋と何回か話しあいをしまし

たね。

税理士法の審議に入っ「善悪の点などほ。竹本 まず僕は、税理士法審議に臨む時に、この法案の場合にはとりわけ利害関係団体と充分話しあいをし、納得のうえで進めるべきだということを強調しましたね。もし、税理士法審議のために、これらの利害関係団体の間にしこりを残すようなことがあれば、それは不幸なことだと、はじめに声を大に各方面に言っておきました。

第二に、税理士法のようなややこしい法案はケチをつけはじめるとキリがないが、それにしても、公認会計士の立場が、この法案では一番ダメージが大きい。それを一番心配し、配慮しました。

しかし、税理士に審査権を与える問題は、条文を正しく読めば公認会計士の心配は尤もだけれども矛盾だらけというものでもない。通知公認会計士制度

廃止の問題も、既得権侵害とか不十分な条件などの問題があるが、しかし組織論としては通知制度のようなものは除々に是正されていく趨勢にあり、これはダメージをなるべく少なくしつつ手当てするしかないかも知れない。

税理士の会計業務の問題も、明瞭に範囲の制限や歯どめをすれば一応納得できる問題だ。今後、公認会計士制度と税理士制度に微妙な影を落とすという問題はあがる。

一番理解させにくく、しかもまだ問題を残しているのは一局複数会制の問題です。改正案の第四十九条は、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設

立てる場合は税理士会の請求とすることになっているし、あくまでも「指定区域」という地域割ですね。確かに行政は地域単位のものかも知れませんが、地域割以外の場合の道を開いておかないのは思いません。いさす通知制度のようなものは除々に是正されていく趨勢にあり、これはダメージをなるべく少なくしつつ手当てするしかないかも知れない。

税理士の会計業務の問題も、明瞭に範囲の制限や歯どめをすれば一応納得できる問題だ。今後、公認会計士制度と税理士制度に微妙な影を落とすという問題はあがる。

そのほか、法案が再上程された場合修正の可能性は、竹本 修正の確約はしていないし可能性というものは何ともいえませんが、とにかく助言義務の規定では罰則部分を削除し訓戒規定とさせましたし、「この

法律に違反すれば云々」というような規定があるにはありますが、乱暴な適用はしないよう運用には充分注意するべき旨の附帯決議もつけます。

今後の見通しは、竹本 臨時国会に出てくる可能性もあるが、中途半端なものになるなら出さんほうがいいね。通常国会には出てくるでしょうね。その際の手直しを施すか、若干の手直しを施されているか、それはわからない。

再び廃案！ 臨時国会 税理士法、再提案さる

八月三十一日、臨時国会の開幕と同時に、注目の税理士法改正案が、果たせるかな、再提案された。第八十七国会の異例な幕切れで審議未了・廃案となつた三十余の法案の仲間入りをして再登場してきたものである。

しかし、日程的に見ると解散が既定事実の本臨時国会の場合、代表質問と委員会審議を平行させていかに急ぐことも、与野党合意の薬事二法、年金法等最重要法案を成立させるだけではない一杯で、とても税理士法の審議まではいくまいと見られている。

まして税理士法の場合、共産党は党議として反対しているし、未だ強く反対している税理士グループが選挙心

援活動のなかで法案の非を鳴らせば、すでに問題ありと思いはじめられている野党議員が相当出はじめていけることか、選挙が終れば議員は書き交番しており内閣も改造されている。そのなかを税理士法案が法案としていかに変化し、泳いでいけるのか、極めて興味あるところである。

もとより既成事実を積重ねるつもりか、次の特別国会か通常国会に性懲りもなく執拗に提案するものと思われ、選挙が終れば議員は書き交番しており内閣も改造されている。そのなかを税理士法案が法案としていかに変化し、泳いでいけるのか、極めて興味あるところである。

実務研究 税研

通達を咀嚼する

「仮決算における経理」の一通達を巡って

公認会計士 酒井敏彦

法人税、所得税等を「二」も正にそれであつて、通達の中には、まことに難解なものがあり、又実例を当てはめて、やっと理解が屈くもの、あるいはそれでもなおわかまりの残るものがある。ここで取り組んでみようとする「仮決算における経理」における「圧縮記帳等の経理方法」(法人税法基本通達一六

「二」も正にそれであつて、私の所属する事務所の先輩が、「この通達での『注い書』は、いわゆるどうどう巡りの算式となつて、解けるものではない」といふのを、私が、「解けるはず」と買つて出たものである。通達は法律ではないから、あまり眼にカドをたてる必要もなからうが、納税

者が計算しても正しい答えが出てこないというのでは迷惑このうえないので、通達立案者の身になつたところで取り組んでみたが、結構一夏をこれに執着するなどの頭の体操となつてしまつた。以下、その苦行の顛末を披露させて戴こう。

法人税法基本通達 一六(一)仮決算における経理「の圧縮記帳等の経理方法」 圧縮記帳による圧縮額又は各種準備金の積立額を継続して利益又は剰余金の処分により積立てている法人が、中間事業年度においてその積立をしようとする金額を株主又は出資

者が報告する当該中間事業年度に係る中間配当、その中間配当をする場合に積立てるべき利益準備金、中間申告に係る法人税、道府県民税及び市町村民税(都民税を含む)等を控除した金額を超えてはならないことに留意する。

この疑問は、用語の問題である。通達の注書では、中間事業年度の未処分利益剰余金から中間配当、利益準備金、法人税、道府県民税・市町村民税を控除するとなつてゐるが、未処分利益剰余金というの、会計上の概念であり、それも税引後のものである。それから法人税・住民税を控除するといふのは明らかにおかしいことになる。注書の趣旨からすれば、これは「前期繰越利益の金額と中間事業年度の税引前利益の金額との合計額」なる程と思はれるところがある。中間決算では、期末決算時のように別途積立金他の積立金を取崩して利益処分を行う事ができるが、中間決算時にはそれができないため、未処分利益剰余金の額を限度としてゐるのであると判断される。したがつて、その根拠には、中間配当や中間決算における準備金の積立では、中間時に未処分利益剰余金の範囲で行うべきものであるという思想があるように思われる。

第四の疑問は、用語の問題である。通達の注書では、中間事業年度の未処分利益剰余金から中間配当、利益準備金、法人税、道府県民税・市町村民税を控除するとなつてゐるが、未処分利益剰余金というの、会計上の概念であり、それも税引後のものである。それから法人税・住民税を控除するといふのは明らかにおかしいことになる。注書の趣旨からすれば、これは「前期繰越利益の金額と中間事業年度の税引前利益の金額との合計額」なる程と思はれるところがある。中間決算では、期末決算時のように別途積立金他の積立金を取崩して利益処分を行う事ができるが、中間決算時にはそれができないため、未処分利益剰余金の額を限度としてゐるのであると判断される。したがつて、その根拠には、中間配当や中間決算における準備金の積立では、中間時に未処分利益剰余金の範囲で行うべきものであるという思想があるように思われる。

「1」の通達の注書は、準備金等として中間決算で積立てたものつゞかれる金額は、次の算式を満足しなければならぬ事を指示してゐる。

第一の疑問は、中間配当・中間時に積立準備金等の積立は、未処分利益剰余金の範囲で行うべきものである。したがつて、準備金等の積立限度額は算定できないのではないかと

したがつて、求める準備金の積立限度額Xを算出する。 Y-0.4(Y-X)-0.1A-[P+0.4(Y-X)-0.1A]+C=X これをXについて解くと、 X=Y / (0.9-0.1P)+A+C-1-0.4(1+P) 記号では何やらよくわからないので、これを文字にすると次のようになる。 (0.9-0.1P)×住民税率+中間配当+利益準備金+住民税率均等割 税引前利益-1-0.4×(1+住民税率) 準備金積立限度額 右の算式中住民税率は、率とあるのは、道府県民税の法人税率と市町村民税の法人税率の問題で、東京都としてP=0.207、C=100,000×2%=50,000 として計算する。 Y=10,000,000 (0.9-0.1×0.207)×4,000,000+400,000+50,000 =2,329,467 といふので、積立限度額は2,329,467円とされた。 課税所得=10,000,000円-2,329,467円=7,670,533円 法人税=7,670,000円×0.4=3,068,000円 住民税=2,668,000円×0.207+50,000円=602,276円 したがつて、価格変動準備金の積立最高額は、10,000,000円-2,668,000円-602,276円-4,000,000円=4,000,000円-2,329,736円=1,670,264円 といふことになる。

したがつて、求める準備金の積立限度額Xを算出する。 Y-0.4(Y-X)-0.1A-[P+0.4(Y-X)-0.1A]+C=X これをXについて解くと、 X=Y / (0.9-0.1P)+A+C-1-0.4(1+P) 記号では何やらよくわからないので、これを文字にすると次のようになる。 (0.9-0.1P)×住民税率+中間配当+利益準備金+住民税率均等割 税引前利益-1-0.4×(1+住民税率) 準備金積立限度額 右の算式中住民税率は、率とあるのは、道府県民税の法人税率と市町村民税の法人税率の問題で、東京都としてP=0.207、C=100,000×2%=50,000 として計算する。 Y=10,000,000 (0.9-0.1×0.207)×4,000,000+400,000+50,000 =2,329,467 といふので、積立限度額は2,329,467円とされた。 課税所得=10,000,000円-2,329,467円=7,670,533円 法人税=7,670,000円×0.4=3,068,000円 住民税=2,668,000円×0.207+50,000円=602,276円 したがつて、価格変動準備金の積立最高額は、10,000,000円-2,668,000円-602,276円-4,000,000円=4,000,000円-2,329,736円=1,670,264円 といふことになる。

或る弁護士会の歴史

原・花井両博士

表彰式の開会前夜

<19>

豊原清作の論文も、我が国弁護士会の現状を如何にすればよいかと題した天野敬一の談話も、確かに倫理的側面からの規正を強調したものであった。とくに天野が「弁護士規範」の制定を提唱していることは興味深いけれども、所詮は法律家らしく規正も法律的であった。人間精神の根本に立つ倫理観に基づいたものではなかった。ただし実践倫理的体系が未だ不十分であった当時としては致し方のないことであった。

しかし、天野の談話は、昭和四年九月十三日の思齋会例で行われたもので、思齋会とは大正時代から続いている弁護士有志による修養団体であった。この日は天野のほか伊勢勝蔵、穂積重威、堀江専一郎、豊原清作、伊達利知、公庄惟和、山内藤雄、宮川琴次郎、瀧尾叶らが集まったといわれており、これらの人々の倫理的志向が次第に一つの催しの方向に凝集してゆく。

すなわち、原・花井両博士は、第一東京弁護士会に代りては、生きた弁護士規範であった。弁護士の本質を信用をとり戻すために、おおよそすべての弁護士はこの「先賢の遺風」を仰がざるべからずとして、倫理的思考の延長線上に原・花井両博士の修養式が企てられ、ひとつの仕上げとして、この修養式が動きはじめるに至ったのである。

「原・花井」のその後に触れてみる。

第一東京弁護士会の創立に花井と共に関与した原嘉道については既に述べたように、昭和二年四月田中義一内閣の司法大臣に就任したとき、弁護士登録を取消し、以後は帝國弁護士会の名譽会員であった。

原同様、明治以来、弁護士としての盛名を馳せた花井卓蔵も昭和四年六月、登録を取消して引退したのである。

「このとき花井は六二歳。もちろん、高齢その職に堪えず、というわけではなかった。体にも自信があり、壯者をしのぐ健康を誇っていた。また周囲の人びとも、弁護士としての花井に、まだまだ多くの働きを期待していた。

それにもかかわらず、花井は自ら弁護士生活に終止符を打った。それはどういふ心境からか、いろいろにいわれているが、弁護士としてなすべきことはすべてなしておいたし、このあたりが引けとどきと考へての決断であったのだといわれている。

引退を決意してから花井は、残存の整理に没頭し、新しい事件は一切ひきうけないこととしていた。もともと、この間にやむを得ず受任したものがあつたが、それらもやがてかたづいて、身辺がきれいになつた。これからは「訟庭論草」の著述に専念しよう。そういうことになつて、花井は昭和四年六月十九日、第一東京弁護士会に退会届を出し、ついで六月二十二日、登録取消の手續をすませたのであった(「われらの弁護士会史」)。

第一東京弁護士会と帝國弁護士会の有志による花井の送別会が印象的であつたといわれている。二百名にふんばるとする来会者によつて昭和四年七月十一日東京会館で開かれたその送別会での岩田重造の挨拶がとくに感動的であつた。岩田は発起人代表として、花井が弁護士としての歴史のうえに印した数々の業績を讃へ、今後変わらぬ指導を賜りたいと述べたあと、

今回の此会は帝國弁護士会並に第一東京弁護士の有志として

方々に御案内を出しまして、発起人の名前を列記せず、誠に、余りに粗陋に失して居るやうな感じがしますが、是は決して粗陋にしたと云ふのではないのであります。実は発起人の名前を書こうとしたのであります。発起人の名前を書こうとする、全部が発起人だと云ふので書けず、事が出来ないのであります。でありますから今夕此処に集りました諸君は、皆んな発起人で、一人も唯動められて出て来た人々ではないのであります。此点は御諒承願ひたいのであります。(「正義」昭和四年九月号「花井博士招待会」)

つけ加へたのである。続いて元田肇、高野金重の二人が挨拶した。花井に引退の意思があつたことは、一部会員の間に早くから知られていたものであるが、それがこつて現実のものとなつて、今さらながら情別の感にうたれ、場内静かに聞き入つた。

そのなかを花井が立つた。

発起人諸君、皆さんが送つて発起人である云々云々を只今岩田博士より承りまして無上の光栄に存じます。惜、今夕は私の為に此盛大なる宴を張られ、炎暑の折柄なるに拘らず、多数の御出席でありまして、誠に感激に堪へません。私は少年時代から弁護士になつたと思つて居つたのでありますから、試験に及第した時、愉快に感じたこととはありません。同時に既に弁護士になつたからには、どうか弁護士らしい弁護士になつて見たいと心掛けたのであります。が、是は心掛けた夢の如くに過ぎ去つてしまひまして、思ふやうには夢がなかつたのであります。併し乍ら、愉快に法廷に出入し、愉快に職務を尽した積りであり、而して、職務上の責任に至つては不消ながら完全に尽したと云ふ自信もありません。其の点は私自身愉快に感じて居ります。

回顧すれば足掛け四十年間、紆余曲折もなく、波瀾重畳もなく、所謂一路平安、愉快に弁護士としての行路を終始し得ましたのは畢竟諸君の厚き且つ美はしき御友情の後援があつたればこそであります。深く感謝致します。

諸君、不羈独立、権勢利達の外に超然として、人権の擁護に任ずる――弁護士の職務は所謂大職であります。是程愉快な職ではありません。長い間諸君の驍尾に付して、此愉快な職に従事したと云ふことは私一生の記憶より離るることは出来ません。乍併、落後した花井は之を賞せず、此上は愉快に諸君とお別れしたいと考へまして、登録を取消したのであります。今後は何とぞるか。何も致しません。政治的にも何的にも野心は露程もありません。全く閑雲野鶴と暮します。是が私に取りましては何よりの愉快であります。どうか不相変御懇情を願ひます。重ねて申しますが、長い間、諸君の御世話になりました。独自一己を押し通しまして、時に或は諸君に御迷惑を掛けたこともあつたかも知れませんが、どうか御寛恕を願ひます。今夕は至れり尽せりの御接待、誠に有難う存じます。愉快に心地よく頂戴致しまして諸君とお別れを致します。(「正義」昭和四年九月号「花井博士招待会」)

一代の雄弁家花井博士のお別れ演説がすむと、ト部喜太郎と今村力三郎が足さざる情別の辞をのべた。この送別会がはじまる少し前に東京会館で帝國弁護士会の臨時理事総会が開かれており、その席上で花井が名譽会員に推戴されてきたことが、この時、高野金重から満座に披露された。

前述したように原嘉道が帝國弁護士会の名譽会員に推されてきたから、これで第一東京弁護士会を創立した中心人物の二人が揃つて第一線から退いたことになり、必然的に表彰の催しの必要感が会員間で燃え上がったのであつた。

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改悪法案は、臨時国会の開会と同時に再び執拗に上程されました。

しかし、諸般の情勢から見て再廃案となるでありませうが、そもそも税理士に益しない同法案は、税理士自身が誰よりもさきに先ず反対しなければならぬものであり、第一税理士協議会の果たすべき役割はひじょうに重要で、そのためには第一税理士協議会を強化し、より多くの力を結集して決定的な廃案をかちとる必要がありますのでこの際第一税理士協議会へご入会下さいませう心からお勧め致します。資金的にも力が加われば今から政治的な諸手を打つことが出来ます。

成案となつた場合は、なおさら自由加入制による一局複数会実現が望ましく、その推進力はいうまでもなく第一税理士協議会をおいてほかにありません。しかも、成案となつた場合、登録即入会制で通知公認会計士制度は廃止され、税理士会に入会しなければならぬわけですから、その際われわれの権益を守るため一受皿としての第一税理士協議会に早く結集することが急務であります。ぜひ、第一税理士協議会へのご入会を!

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113 東京都文京区本郷五―一八一三
公認会計士会館内第一税理士協議会



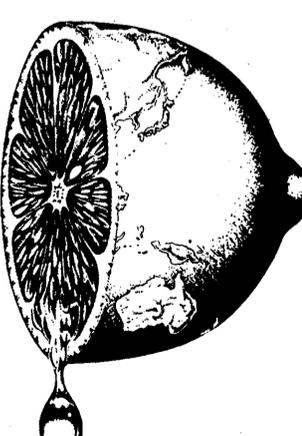
花も 実もある 現代の保険です。

貯蓄+ワイドな補償

●5年・10年満期 ●長期総合保険 ●積立ファミリー交通傷害保険 ●5年満期

きょうを支え あすを築く
大正海上火災
本店 〒104 東京都中央区京橋1-6-20
☎03(561)9111(大代)

●札幌支店 ☎011(213)3311	●仙台支店 ☎022(22)1431	●金沢支店 ☎0762(31)2187
●仙台支店 ☎045(319)2811	●仙台支店 ☎0472(42)9151	●名古屋支店 ☎052(261)6211
●仙台支店 ☎0472(42)9151	●仙台支店 ☎0286(34)0231	●名古屋支店 ☎075(221)8741
●仙台支店 ☎0292(24)3355	●仙台支店 ☎0486(42)2131	●大阪支店 ☎06(834)3111
●仙台支店 ☎0272(34)2121	●仙台支店 ☎0426(46)3511	●神戸支店 ☎078(391)6501
●仙台支店 ☎0262(34)6782	●仙台支店 ☎0252(41)30781	●東京支店 ☎0862(32)6262
		●東京支店 ☎0878(25)2600
		●東京支店 ☎0822(25)4500
		●東京支店 ☎03(271)8705
		●東京支店 ☎0963(71)7211



一滴でも大切に

石油は使つてしまえば、もうふやすことはできません。

いま日用品から、エネルギー源まで石油の用途は驚くばかり。もう石油抜き生活など考えられません。このかけがえのない石油は、日本では99.7%輸入に頼っています。限りある地球の資源――ふやすことができなくとも、ムダのないように大切にしたいものです。丸善石油は、この大切な石油をいつも安定してお届けするために、これからもあらゆる努力をつづけます。

丸善石油

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁…理事・支部長会報告
二頁…主流、アンダーライン、
三頁…総選挙結果と税理士法
改正の行方、税の歴史
から(2)
四頁…税務質疑応答

第一税理士協議会、税理士法改正反対声明準備

第二回 理事・支部長会議

総選挙は終わった。自民党の敗北、中道派の進出、共産党の躍進など、番狂わせがあり政局は流動的となって来た。この総選挙の結果を待っていた第一税理士協議会はいよいよ本格的な活動を開始する。そこで前回継続審議の、会員入会の門戸を拡げるべきや否やの審議も含め、選挙直後の十月十二日、新年度第二回目の理事・支部長合同会議を開いた。なおこの会議は今後毎月定期的に開催される予定である。当日の様子は次の通り。

組織拡充・会員増強の件

司会の川口菊夫常務理事の開会の辞のあと、会長挨拶として岡崎寿士会長が立ち「総選挙は第一税理士協議会の理解者が多く当選した。これから一局複数会制実現へのお願いな活動を開始したい。しかし、如何せん、会員数が少ないので、会員数の増加をはかり、一局複数会制推進の署名なども添えて陳情活動を展開しなければならぬ。大前提は会員増強である。そのためには会員入会の門戸も拡げる必要がある。理事・支部長諸先生の会員増強におけるご協力をぜひお願いしたい」と述べた。

総選挙後の見通しの件

総選挙後の見通しにつき松木正輝副会長が「改正法案が臨時国会において再廃案になった経緯については『税理士界』第七六二号の四元専務理事特別報告「臨時国会始末記」に明らかであり、その論評については『第一税協』の九月号に記されてあるとおりである。四元報告は、いろいろの意味で今後への示唆を含んでおり、あらためて目を通しておいて頂きたい。総選挙では第一税理士協議会の運動に理解ある候補

継続審議となっていた一般税理士への入会呼びかけについて検討したが、のちに審議される当面の運動方針と関連があるので、それと併せてじっくり検討することとし、当面はとにかく各支部毎に着実に会員を増強していくことにした。それにしても税理士法改正の動向やそれと関連して一局複数会制が現在未だ実現していないこと、



理事・支部長会議風景

者や支援し殆ど当選して頂いた。総選挙結果の国会地図はご承知の通りで、支援の中に共産党も含めたことは意義がある。日税連が共産党と仲の悪いことに今後の展望の一つのポイントがある。税理士法改正案は特別国会には出ないかも知れないが、通常国会には同じ形で出てくるものと思われる。自民党も敗北で動揺しているし、自民党の諸機関や与野党とわれわれのかかわり合い如何で、局面が有利に展開しないとも限

今後の運動方針の件

では、それらの見通しの上に立っていかなる方針を進むべきか。兼山金刀副会長は「第一税理士協議会の方針や運動に協会の本部や同政治連盟が積極的な姿勢を示していないことに鑑み、九月二十日のブロック会議の際に一体両者の関係はどういうことなのか、という質問が或る部会長

からあった。確かに両者は直接関係はないが、同じく制度を守る気持ちで進んでいるというところを理解して頂きたいと答えておいた。第一税理士協議会は組織として税理士法改正法案に徹底反対しており、若し成立する場合は、公認会計士兼業税理士の受皿として自由加入制の一局複数会が

是非とも必要になる。第一税理士協議会はその二段構えで運動しているのだからと付言した。税理士法改正の背景に一般消費税があったが、選挙後一般消費税の強行は遠のいたので、遠慮せずに改正案を見直すべきである」と述べ石綱常雄副会長は「私もブロック会議で発言したが、会計あるところ税務あり、この税務に関しては公認会計士は弁護士より適任者であるから、税務に関する権益は弁護士と同等であるべきである」と強調した。松木氏も「公益法人に対する公認会計士監査導入が社会的な趨勢として高まりを見せはじめている折から、今こそ協会の政治力は高めなければならない」と強調して、出席役員全員がうなづいていった。

以上の結果、岩崎氏が「協会本部と協会東京会とはともかく、せめて第一税理士協議会だけでも、この際あらためて税理士法改正絶対反対の声明を出す必要がある。そこには通知公認会計士制度廃止反対、一局複数会制推進、助言義務反対、懲戒処分等の盛り込むべきだろ」ということで次回に声明文案を検討することにして、石綱副会長の明るい閉会の辞をもって終了した。

コンピュータのあるところいつも…リヒトコンピュータサプライズ

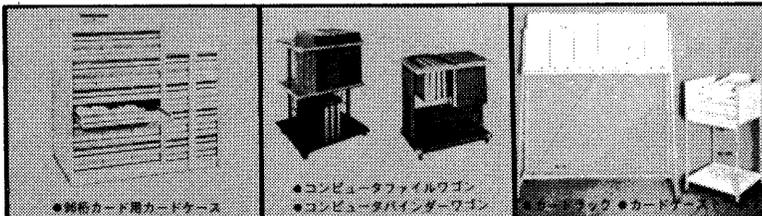
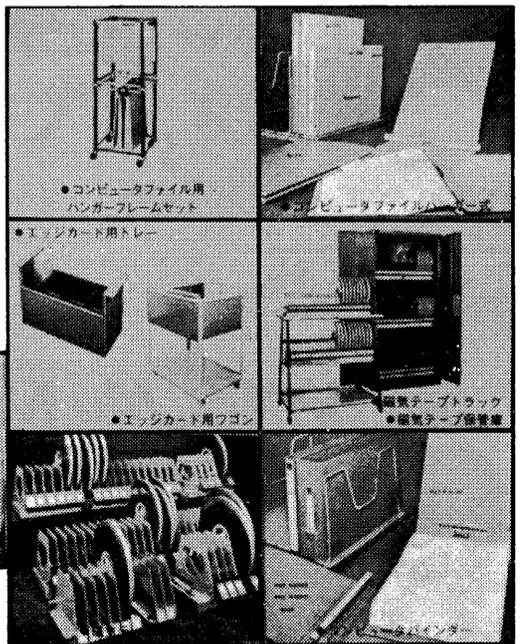


リヒトコンピュータサプライズ

強力無双の弁慶に弱いところがあつたように、バラ色のコンピュータには泣きどころがあります。それは、せつかくはじき出したデータの完全な整理、保存がままならぬこと。ついなおさらにされて、いざ…というときは？と大さわぎ。リヒトのコンピュータサプライズが、その悩みを解決します。データの管理はおまかせください。各種ファイルからバイナリー、テープトラック、トレイ…などいづれもコンピュータを泣かせないアイデア機器。コンピュータを知っているリヒトの確かな製品です。



コンピュータの泣きどころ



リヒト産業株式会社
本社 東京都540 大田区東大田1丁目3番地 ☎942-2361
東京 ☎862-6911 / 札幌 ☎841-1131 / 名古屋 ☎681-9581
広島 ☎32-8147 / 福岡 ☎411-3225 / 仙台 ☎23-8397

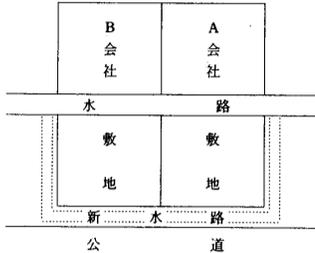
税 務 質 疑 応 答

寄付金の会計処理か

繰延資産計上経理か

質 問

左記 地形 図の 処理をよろしいか、ご 教示下さい。(B生)



回 答

この 質問の 条件のうち、重要なこ とは、今般、国から払 い下げをうける予定の 旧水路敷の社屋建設 の必要上国から払い下 げをうけて購入する予 定です。

右が、取引の概要で すが、次の疑問点につ いてご教示下さい。 旧水路用地は、新た に国から購入する予定 ですから、購入代金の 総額を、土地勘定に計 上するつもりですが、 (1)、新たに敷設する コンクリート製の下水 管の費用。 (2)、右の水路管を敷 設する土地。はいずれ も国に寄付する予定で すから、寄付金の会計

結論から申し上げま すと、ご質問の(1)の 費用は、繰延資産に計 上して、経理をするこ と。 (2)については、既 に、計上してある土地 勘定から、繰延資産勘 定への振り替え経理を するということになる うかと考えます。 税法に規定する、全 額損金算入される国等 に対する寄付金には、 本問の場合は、該当し ないことになると思ひ ます。もともと、寄付 金の意義は、寄付金を 支出することによる、 支出の効果とか、それ に伴う受益、あるいは、 反対給付をまったく伴 わないことが、要件で あって、ご質問の場合 は、受益がある場合の、 指定寄付金の適用除外 の場合に該当すること が考えられます。(法 三七条三項一号)。

以上を総合的に判断 致しますと、法人税法 施行令第一四条第一項 第九号イに規定する、 自己の必要に基づき、 または、その設置等に より、著しく利益を受 ける場合の、公共的施 設等の建設費負担金 (通達八一―一)に 該当し、繰延資産に該 当することとなるうか と思ひます。 したがって、当該繰 延資産の償却年数は、 支出の目的の効果の及 ぶ範囲が、用水路であ り、その施設または工 作物が、当該負担した 者に、もっぱら使用さ れるものではないませ んから、償却年数は、 その施設または工作物 の本来の法定耐用年数 の十分の四に相当する 年数になるうかと思ひ ます。

法人税基本通達(七 一三―三)に規定する、 当該国等に支出した金 額が、その取得資産の 取得価額に算入する旨 の取り扱いは、 購入代価と、支出した 寄付金等との合計額を もってしても、当該固 定資産の時価に満たな

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改悪法案は、去る臨 時国会の開会と同時に執拗に上 程されましたが予想どおり再 廃案になりました。次期国会にも 再々上程されるでしょうが、 そもそも税理士に益しない同法 案は、税理士自身が誰よりもさ きに先ず反対しなければならな いものであり、第一税理士協議 会の果たすべき役割はひじょう に重要です。そのためには第一 税理士協議会を強化し、より多 くの力を結集して決定的な廃案 をかちとる必要がありますので この際第一税理士協議会へご入 会下さいませよう心からおすす め致します。資金的にも力が加 われば今から政治的な諸手を打 つことができます。

成案となった場合は、なおさ ら自由加入制による一局複数会 実現が望ましく、その推進力は いうまでもなく第一税理士協議 会をおいてほかにありません。 しかも、成案となった場合、登 録即入会制で通知公認会計士制 度は廃止され、税理士会に入会 しなければならぬわけですが、 その際われわれの權益を守 るため―受皿としての第一税理 士協議会に早く結集することが 急務であります。ぜひ、第一税 理士協議会へのご入会を、 会費は年額一万円です。左記 へ入会お申込みください。

Advertisement for Dai-sei Marine Fire Insurance. Features a large illustration of a lemon with a drop of juice. Text includes: '一滴でも大切に' (Carefully even a drop), '花も実もある 現代の保険です。' (Both flowers and fruit, modern insurance). Lists various insurance products like '長期総合保険' and '積立ファミリー交通傷害保険'. Contact information for Dai-sei Marine Fire Insurance is provided at the bottom.

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

協税第一

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

号外

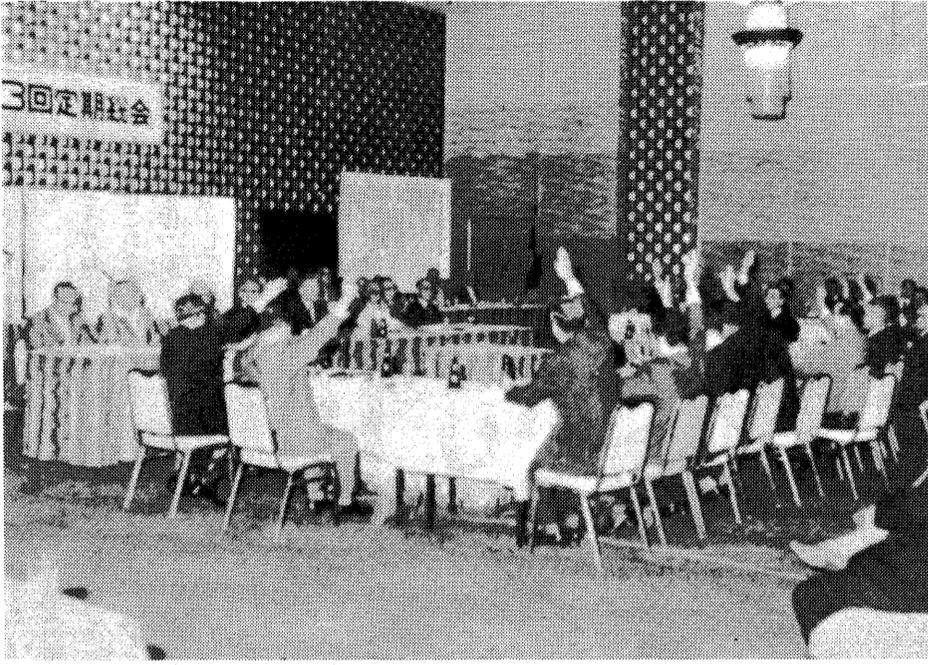
右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

節税・徴税の攻防激化

税理士法改正のねらいとゆくえを するどくえぐる雑誌「選択」の記事

税理士法改正案が解散臨時国会に再上程された。時を同じくして、税理士法改正のねらいとゆくえを洞察した記事が雑誌「選択」(下掲)に掲載された。時宜を得たものとして紹介しよう。

七月二十七日、ヒルトンホテルで開かれた日税連懇話会



公けに何らの議論が闘わされることなく、大蔵省・国税庁の一方的な意思通りに進み、前国会で審議未了、廃案となつた税理士法改正案が、次期国会に再び提出されようとしている。

取つたもので、大蔵官僚が彼らに都合のいいように作り上げた内容とわかつたために、日税連内部は大混乱となつた。日税連内部の横割り団体のいくつかが改正反対をいっせいに唱えだしている。

現代は資格社会といわれる。弁護士、公認会計士、税理士を筆頭に不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士などのいわゆる士、つまり「さむらい」族をあげれば足りない。最近では経営診断士や経

営コンサルタントの総称としての経営士も登場して、資格賦与をめぐって法整備を求める動きが出ている。

このようにして資格が法で公認されると、今度は大蔵、通産など所轄官庁の監督下に置かれる。今回の税理士法改正にまつわる「悲喜劇」の発端はここにある。

大蔵大臣の任命で構成する税理士試験委員会の試験はきわめて難しく、合格率はたつたの二・五%。所得税法や法人税法、簿記論など八科目のうち五科目を数

税理士法改正にみる 大蔵省の深慮遠謀

天下り税理士の大量生産化がもたらすもの

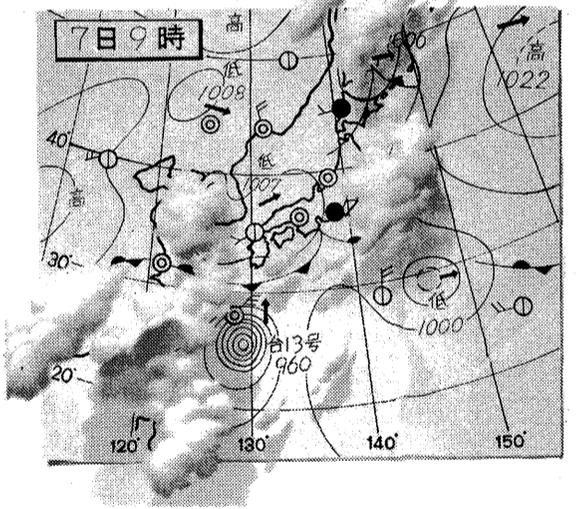
税理士法の改正運動は、日本税理士会連合会(日税連)が昭和三十九年から延々と続けてきたもの。公認会計士などによって自分たちの商売領域が侵食されているのを防ぐため、昭和三十九年に続いて、今回二億円の運動資金を関係方面にバラまいて、やつと二度目の改正案提出にこぎつけた。

昭和三十九年当時、日税連の改正案を一蹴のものにつきかえした大蔵省が、こへきて自ら改正案を作りあげるといふ態度が、その狙いはズバリ、改正案のポイントが末端税務分野の統制強化と、役人OB税理士の大量生産にあるからである。一般消費税率導入問題に象徴される増税時代を目前にした、大蔵官僚の深慮遠謀なのである。

大蔵省主税局・国税庁(所轄官庁)と税理士連盟、大蔵省証券局と公認会計士制度と錯綜した監督行政が、戦後生まれの面制度の境界をあいまいなものにした。税理士は納税者の申し出を受けて所得、法人、相続、贈与、事業、市町村民、固定資産税など特定の税について申告したり、不服申し立てや還付請求の事務を代理するほか税務相談に依る。一般的には、小企業や個人企業者の税金コンサルタントで、庶民の味方というイメージが強い。

役員は夜な夜な赤坂に出入りし、会員からかき集めた会費以外に「業務改善費」を徴収、年間五、六千万円の飲食費や政治献金に当てているという。さらに今回の税理士法改正に際しては、「法改正対策特別会計」をテッチ上げ、政治団体の手続も踏まないうちに、総額二億円の政治工作費を議員会館の与野党議員にばらまいたことは、関係者の間で公然の秘密である。

だが、昨年三月、自民党財務部に税理士問題小委員会(委員長・小淵恵三、大蔵委員)が登場してから事態は急転した。藤井裕久参院議員はじめ大蔵省出身議員が結果して法改正に乗り出した。もちろん、そのねらいは日税連がばらまく二億円の政治工作費と地方の支部ぐるみで展開する票集めである。税理士ほど集票能力を発揮できる職業は他に数少ない。自



年がかりで受験するシステムだが、さて晴れて合格した税理士は今年一月現在で一万二千六百人にのぼっている。

ところが、こうした一般試験を経て各国税局単位に構成される税理士会に登録され、業務についた者以外の「税理士」がその倍に当たる二万四千人も存在する。その内わけは、「特許組」と呼ばれる役人出身者が一万一千人と最も多く、次いで法律で「兼務」を認められている公認会計士四千三百人。このほか戦前の残滓としての税務代理人や経理士、公認会計士と同様の立場にある弁護士などからなっている。

彼らが入り乱れている民間での税務分野が、よく「入り会地のよつなもののさ」といわれるゆえである。したがって税理士たちをまとめる組織も法的には全国の国税局単位に税理士会がつくられており、それを日本税理士会連合会一本にまとめているほかに、「出身ごとの機能集団」が横断的な組織を構成している。

たとえば一般試験をへてきた税理士は、専門税理士協議会、天下りの第二の安楽な人生をとうてきた役人OB連の桜友会、革新色が強い青年税理士連盟や婦人税理士連盟、公認会計士でつくる第一税理士協議会など、ざつと数えても九団体にのぼる。タテ割りの公的組織では、妥協の産物として地方の老かいなボスが成り上がり、地方税理士会の上に立つ中央の日税連の理事会は「老人サロンと汚職の巣」とまでいわれているほどだ。

役員は夜な夜な赤坂に出入りし、会員からかき集めた会費以外に「業務改善費」を徴収、年間五、六千万円の飲食費や政治献金に当てているという。さらに今回の税理士法改正に際しては、「法改正対策特別会計」をテッチ上げ、政治団体の手続も踏まないうちに、総額二億円の政治工作費を議員会館の与野党議員にばらまいたことは、関係者の間で公然の秘密である。

タテと横の組織が交差する日税連にあつて、弁護士、公認会計士に次いでナン

(一ページよりつづく)

分の事務所ばかりか取引先の小企業や個人商店の社長以下、従業員、はてはその家族まで根こそぎ特定候補の後援員に仕立て上げることができたからだ。過去数年間、日税連は全国の支部に政治連盟を新たに組織して徹底した集票能力をつけてきたが、これが即、政治家への圧力になっていたのである。

金と票に飛びつかない議員は野党といえどもまれだ。六月にはいつてから本格化した衆院大蔵委員会での同法改正をめぐる各委員の審議ぶりをみれば、それがよくわかる。党議で改正反対を決めた共産党は別として、改正案の問題点を真正面に突いたのは民社、公明党の一部議員にすぎなかった。自民党は論外として、「態度あいまの社会党議員が最もだらしがない」との声が、促進、反対の両陣営で同時に起きたものである。

さて、自民党の小淵小委員会が動き出せば大蔵省・国税庁の官僚も腰を上げざるをえない。そこで大蔵省・国税庁は、

日税連の山本義雄会長、四元正憲専務理事ら幹部に対して、組織内部の意志統一と日弁連や公認会計士協会、日本商工会議所、全国青色申告会総連合などの経済諸団体への根回しを改正作業に乗り出す前提条件であると伝えた。だがこの時点ではまだ「実現しなくても」といいうのが大蔵首脳の内情だ。この時点

大蔵省が福田幸弘・大臣官房審議官を繰り出して法改正に本腰を入れはじめたのは、今年にはいつてからのことだ。その理由の一つに、解散、総選挙といった政局と与党関係議員の圧力があつた。だが、大蔵官僚が本気で取り組む真の意図は、全く別のところにある。彼らの狙いは、小淵小委がさる三月十三日まとめた「税理士法改正要綱」案と、それを骨子に政府提案として成文化された改正案(税理士法の一部を改正する法律案)で露骨に打ち出されていた。いずれも福田審議官の手によるものといわれるが、お手盛りのいわば税理士エゴの実現

を期待していた日税連にとって中身は「アメとムチ」の改正案だったのである。この改正案はその後、各団体の反対運動の火の手をもみ消すために一部修正されたものの、基本的なねらいに変化はない。まず「アメ」の部分では、公認会計士を税理分野から追い出すために通知公認会計士制度の廃止を明記した。また、税理士業務の対象税目を関税などほんの一部を除いて全税目に拡大して、来るべき一般消費税の末端税務下請けの道も開いている。さらに付随業務として、財務書類の作成や会計帳簿の記帳といった本来なら公認会計士の業務分野に踏み込む新規もつけなく盛り込まれた。

こうした「おいしい話」の見返りとして、まず、「五年の経過措置があるものの特例税理士試験の廃止を打ち出している。その結果、税務署職員で二十三年以上勤続、あるいは五年以上係長や専門官の職にあつた役人は、試験なしの研修だけで税理士の資格を得ることができるようになる。このいわゆる「特例組」の合格率は毎年八〇%弱。残る二割が彼らの苦手とする会計学で落ちる実情からすれば、「研修で会計学試験を免除する法改正」といえるものだ。役人OBは全員フリーパスを手に入れることになる。国税労組全国会議でさえ「念願ついに実現」と法案成立に与野党関係議員のシリたきまに回つたほどである。日税連にとってはなんとも痛しかゆしの状況なのだ。横の組織である専協や青税連がこれに強く反発して、あわてて日税連執行部を突き上げたが、法案はすでに上程されてしまった。

一方、改正案の「ムチ」の一つは税理士の権利および義務についての項目。第一に顧客が脱税や数字のごまかしをやろうとしたときは、正しく納税するよう助言をしなければならぬという助言義務が新設された。なにが不正かの判断を問

務署の下請けとしてがっちり納税の実を上げよということだ(青税連幹部)と反発するものもなづける。懲戒処分の手続も簡素化、税理士審査会を新設して国税庁の役人や日税連の幹部、学識経験者などの委員構成で迅速に処理する体制が提示されている。

税理士と公認会計士という「双生児」ゆえの憎悪と反目感を大蔵省・国税庁は巧みに利用し、納税機能の末端まで官の統制を浸透させようというねらいが、法改正には鮮明に出ているのである。ある大蔵関係者は「これで一般消費税の導入が必要になる大幅な税務職員の人員増は避けられる」とふともらした。この発言はさる六月の大蔵委員会審議でも取り上げられたが、天下一り税理士の大量生産システムの確立と合わせて考えると、大蔵官僚の意図がどこにあつたかはいまや明々白々だ。

老人サロン、日税連幹部の独走

国民には納税の義務がある。しかし、法的に許される範囲ならば一円でも節税したいと考えるものである。徴収する側の国税庁、税務署は国家財政危機の折りから、少しでも納税の実を上げようと必死になっている。この両者の間に立つ税理士は、法の範囲内で節税のノウハウを納税者に教示、書類作成を代行して彼らから報酬を受けとる。税をとるかたられるかの二者択一なら、明らかにとられる側に立つところに、税理士の存在意義がある。それだけに今回の法改正のよつな「仕事をふやし地位も高めてやるから、徴税機関の下請け化にも協力しろ」という論理では、日税連内部でさえコンセンサスを得られるはずはない。

たとえば最大の会員数を誇る東京税理士会では、「政府案通り」「一部修正」「提出反対」がそれぞれ三分の一ずつを占める混乱状態にあるという。また桜友会などを除くと、横の税理士団体のほとんどが反対の意向を打ち出しており、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全

国青色申告会総連合など経済五団体も「決算申告や記帳のための公的指導が、税理士の税理士業務の独占化で不可能になる恐れが強い」と絶対反対の声明を出している。日ごと改正反対論が高まる中で審議未了、廃棄となつた六月中旬、日税連は東京で国会報告会を開いた。席上、「法案のフタを開けたら予想外の内容ばかり、廃案でよかった」とする意見や「二億円の資金をかけて、不本意な改正をやるのには詐欺みたいなものだ。もう金は出せない」という税理士があいついだ。

しかし、日税連の首脳陣は緊急理事会を開き、次期国会に改正案を再提出するよう関係方面に働きかける決議を採択、再び暴走の気配を濃くしている。日税連の黒幕的存在といわれる四元専務理事は、「すでに再提出の約束は大蔵当局との間で出来ている」と自信ありげで、早ければ臨時国会での早期成立を期待しているという。だが、それには総選挙を間近に控えているだけに、前回の二億円を上回る巨額の政治献金が必要という声強い。年老いた一握りの日税連のボス連が、

下部組織から金を吸い上げ、政界界とのゆ着を強める。わが身かわいさにせつせと寄付金を送り続ける末端会員は、自らの存在意義を左右する主要法案の中味すら国会提出直前まで教えられない。さらに国会の場で問題が浮き彫りにされてからも、ボス連中のサロンと化した理事会の再提出決議で発言を封じられている。これでは文字通りの「口は出すな、金は出せ」の発想だが、どこか納税者に接する税務署の姿勢と似通っている。

納税者の味方が、徴税の下請けか
国民の租税負担率が一九・六%と低水準のわが国は、これから本格的な重税時代になろう。政府・与党は新経済七か年計画の期間中に、欧米並みの二六・七%に租税負担率を高めていき、国家財政の再建を図る方針である。それにつれて税体系は複雑の一途をたどり、税務署と

納税国民のトラブルは激増することになる。そして同時に、節税と徴税の攻防も激化してこよう。

経団連のある幹部は「法改正後の税理士の姿をみなければ、いまでもゴロゴロしていますよ」と皮肉に語る。全国の税理士の過半数に達しようという「特例組」、つまり役人OBがそれだといふ。意識、感覚は税務署時代の延長で、納税国民の権利擁護など少しも意に介さない。会計、記帳の実務能力はゼロに等しいのに、ひたすら役人時代のカオだけで商売をする。

税理士の世界では最近、「二階建て」「三階建て」という言葉が流行している。役人OB税理士が税務署の裏工作で所轄の中小企業に割り込んでくる。その中小企業ですべてに専属の税理士が一人いるならこれで「二階建て」になるし、二人いれば「三階建て」というわけだ。これら役人



慣例となつた税理士記念日の無料税務相談

右 小淵憲三・税理士問題小委員会委員長
左 山本義雄・日本税理士会連合会会長



OBは月五万円前後の「顧問料」を事業主から受け取っているが、一人平均十件ぐらいの顧問会社を確保しているという。また、税務署の立ち入り調査に税理士が立ち合ふ際、税務署員の飲み食い代はおろか心付けまでが常識になっている。納税者が工作費を税理士に手渡し、これが役人に流れるのである。税にからむ巨額の無駄と不正が横行している現実を知る税理士は数多い。ここですらに税理士が徴税の下請け化を強要されるようなことになれば、納税者たちが税理士を相手にしなくなることを、彼ら自身は充分に察知している。税理士のこうした内部かつとつてを横目にして、恐るべき先見力を誇る大蔵官僚が、今後どう動くか。税理士法改正の第二ラウンドが近づいている。



八〇年代の税理士界の道

清流の会
会長 中村 弘

第一税理士協会の諸先生、謹んで新しい年のお祝詞を申し上げます。輝ける一九八〇年代の幕明け、七〇年代に頂点を達した爛熟と矛盾を、八〇年代は確立し解決しなければなりません。税理士業界も例外ではないと存じます。折しも税理士法改正法案が華々しく登場しておりますが、好むと好まざるにかかわらず、私は、新しい税理士業界に脱皮する一つの象徴的な現象であると思ひます。

たゞ、現在、税務官は相談官を置いて、指導や相談の事務を行っておりませんが、これらの事務は大幅に税理士制度に委譲したほうがベターだと思ひます。申告納税制度も三十年たつて今や定着しているわけですから、行政も発想の転換をする必要があるでしょう。もとよりの責任行政としての

指導を税理士界は受けるわけであり、受け入れる税理士界としても自主的に協調する姿勢が必要であります。すべからず指導者は、対立主義の傾向を是正し、職業集団としての本来の社会的任務に徹した体質の改善をはかることに努力を怠らすべきであります。税制改正、税務行政の改善進歩に際しても、税理士界は税理士法に規定されている建議権により積極的に建議をする必要があり、また、すなわち税理士は、日常業務を通じて改正の要ありと認められる事項は最も知悉しており、ひいては税務行政の実体についてもよく知るところでありますから、税理士の建議的射撃は射すにすぎず、行政当局におかれましても、これを高く評価する社会的慣行を確立して頂きたいものであります。そのためには、日税連の税制

知識を高めるための研修会を活発にし、一部の強引な連中に会を壟断されないよう指導体制を確立すること。
四、正副会長、支部長、理事等の役員は、資格は最も重要であり、自己顕示欲が強過ぎたり、派閥意識が露骨だったり、公私混同の人とならば選出しないよう指導を強化すること。
五、多額の費用のかかる現在の役員選挙制度を改正すること。たとえば、ブロック別に選挙区とするとか、会長を理事の中から指名するとか、いろいろの方法が考えられる。よく副会長選挙に莫大な費用を要する現制度は向として改正したいこと。
六、税務職員の下り問題については、根本的に税理士法第四十二条のみで解決不可能であり、税務行政の問題として見たとき、税務職員のモラルに基いて、関連連連の整備とともに、税務当局に強要建議する必要があること。
七、職業団体に特定イデオロギイを持ち込み、会を混乱させる目的で反税理士的活動をする

連中は、はびこってきた場合は、会を分割し、組織として孤立させ、浮彫りにする方向も真剣に考えられること。
八、公認会計士との職域問題は、法改正の度毎に起きており、自由職業人が相争う愚を解決すべく、とくに八〇年代の指導者はそのにない手とならなければならぬこと。
考えてみると、以上の諸懸案は難易があるにしても、いずれも容易ではありません。しかし、これらをやれば、税理士界は社会的評価の低い団体になり下がることになりません。

清流の会は、税理士会の中の良識を代表するグループとして、この十年來、あらゆる努力をしてまいりました。おまそ、争いあつては、根本的に税理士法第四十二条のみで解決不可能であり、税務行政の問題として見たとき、税務職員のモラルに基いて、関連連連の整備とともに、税務当局に強要建議する必要があること。
七、職業団体に特定イデオロギイを持ち込み、会を混乱させる目的で反税理士的活動をする

この問題のみに没頭するため昨年四月一日は午後から深夜九時まで費しました。六項目にわたる「努力目標」はこのようにして本会の機関決定をみたのであります。「大筋」において賛成一と日税連理事会の決定により一に改正法案が出現して衆議院上程へと進められました。衆議院大蔵委員会の審議に入つた後、国会事情とくに解散総選挙を経て議案と再上程を繰り返す、旧案第九十一通帯国会へ移る前後の推移は皆様に承知のとおりで、多くの会員が注目中でその行方が懸念されております。



年頭のご挨拶

東京税理士会
会長 波多野 重雄

新年おめでとうございます。激動の七十年代は昨年その幕が引かれましたが、その幕切れは波乱に富んだ一年でありました。

わが国は国際経済の場で欧米先進国に伍して輸出を振興し、国内においても石油ショックや円高不況に耐えて骨を削り減量減速しながら苦難の途を懸命に進んでまいりましたが、暗いトンネルを向とか磨り抜けるかの希望を持つ暇も与えず、昨年末から全面輸入に依存している原油価格の高騰が言われて、先づきに容易なる不安がのしかか

ないうちに、近東のイラン、アフガニスタンでは米ソを巡る軋轢が急速に悪化する心配があります。これらは相互に因果して石油の需給関係をさらに逼迫させる恐れがあり、いずれにして八十年代の幕明けは国際平和の上からも危機的要素を及ぼしているといえましょう。

国内ではエネルギー資源確保の不安のみならず、過去の高度成長下の膨張した財政の立て直しが遅れたことから、行政機構のあり方や新財源の確保等、財政再建をはかるための問題が提起されました。五十五年度予算が成立しても、基本的な宿題は解決されたとはいえず、むしろ要綱について日税連へ意見申

するに討議を重ねました。この問題のみに没頭するため昨年四月一日は午後から深夜九時まで費しました。六項目にわたる「努力目標」はこのようにして本会の機関決定をみたのであります。「大筋」において賛成一と日税連理事会の決定により一に改正法案が出現して衆議院上程へと進められました。衆議院大蔵委員会の審議に入つた後、国会事情とくに解散総選挙を経て議案と再上程を繰り返す、旧案第九十一通帯国会へ移る前後の推移は皆様に承知のとおりで、多くの会員が注目中でその行方が懸念されております。

次に本年は、商法改正に關して税理士として等閑視できない強制監査適用会社の範囲拡大の問題があります。法制審議会商法部の試案にとり入れられて

負債総額区分による強制監査対象会社を拡大するの考え方に税理士が大きな影響を受けることとは必至であり、したがって深刻に受け止めて対応せざるを得ないことは当然のことであり、年末から制度前でまず詰めて速やかに特別委員会へ移行させ、よりよい対策を研究するよう、本会の構想は進んでおります。

苦難の八十年代は明けましたが、税理士業界にとりて多難なことが予想されます。税理士という天職を愛するが故にこれを護っていくことを念願し、伝統ある制度の発展を望むのは自然の帰結であり、会員各位にもこの際旧の理解と協力を切望して年頭のご挨拶といたします。

各位のご健康とご多幸をお祈りします。
岸本 勝次
（公認会計士）
訂正：前号本欄本文終りから二行目の「最後」は「最初」の誤りにつき訂正します

税の歴史から

上古と律令制の時代(その一)

上古、朝廷の田として中田を司るものがあつた。中田を司る人を中田司または田令といひ、律令時代になると財政組織田部を設けて実らせられた。田部を管理する人を田家首と云ふ。大蔵省がこれにあつた。民部と云ふ。このように御料地が、下部機構の主計官が調等の事務の国々から製造等を経て、ほほと主税官が諸田の田租等を所管する。また、徴税といつて、兵役で明らかになる調庸の出納や諸製造司の管理、売買に關することを所管にしていた。仁徳天皇の頃の事をしるした紀記等に出てくる。有名な聖徳太子の十七歳の憲法に民を以て課せられる水田と云ふ。その事を裏づけている。これは山野に殖したたけもの皮とか、布のようなものを納めていたものである。様々の物品を特にその土地々々の特産品を定額といふばかりでなく、珍らしいものがあればそれをも賦していたものである。やがて、豪族を通じて土地人民を治めている形から、直接に國家の公地公民として統治する形への発展がもたらされた。大化の改新である。ここに國家組織の改新が行われ、豪族の勢力の否定が行われ、土地人民の私属が禁じられ、戸籍が作られ、班田收授の法が制定された。全國の人民に租、庸、調が課せられることになった。

改新と共に法典の編纂がなされ、天智天皇七年に近江令、天武天皇の時に律令、文武天皇の大正元年に大宝律令、ついで養老律令、その後これを基本に細則が発せられて格と式とが定められて行った。

第一税理士協議会入会へのすすめ

税理士法改悪法案は、衆議院を通過し、参議院へ廻りました。衆議院では力及びびませんでした。衆議院において同法案を廃案に追込みたく存じます。そもそも税理士に益しない同法案は、税理士自身が誰よりもさき

に先ず反対しなければならぬものであり、第一税理士協議会の果たすべき役割はひじょうに重要であります。そのためには第一税理士協議会を強化し、より多くの力を結集して決定的な廃案をかちとる必要がありますのでこの際第一税理士協議会へご入会下さいますよう心からおすすめて致します。資金的にも力が加われば今から政治的な諸手を打つことが出来ます。

成案となつた場合は、なおさら自由加入制による一局複数会実現が望ましく、その推進力はいうまでもなく第一税理士協議会をおいてほかにありません。しかも、成案となつた場合、登録即入会制で通知公認会計士制度は廃止され、税理士会に入会しなければならぬわけですから、その際われわれの權益を守るため一受皿としての第一税理士協議会に早く結集することが急務であります。ぜひ、第一税理士協議会へのご入会を!

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。
〒113 東京都文京区本郷五―一八―三
公認会計士会館内第一税理士協議会

謹賀 1980 新年

石網常雄 千代田区神田駿河台五丁目一 コトウ駿河台五〇三号室 電話(二九五)二四四八	石田鉄三 墨田区八広三十一一五 電話(六六一)五二四六	石井操 千代田区飯田橋丁二二三 電話(二六四)四六四〇	石井巖 足立区立三三二二二 電話(八八七)六三五一	池田洋次郎 北区王子二二二二二 電話(九二二)八二二二	飯沼清夫 足立区梅田七二一五二 電話(八八六)八八二二	有賀徳寿 台東区浅草六三三五八 電話(八七三)七九八三	荒井善蔵 世田谷区成城二二三三三 電話(四二六)〇三三三	浅見孝 中野区上高田四一四一 電話(三八六)三六三六	浅井新平 目黒区中町二二三三三 電話(七二二)八七四四
大盛広吉 足立区千住柳町三一七 電話(八八八)六二二五	大堀雅三 杉並区梅里一三二二一 電話(三二四)四三三三	海老美与治 港区六本木四一八八八 アロハビル四階 電話(四〇四)〇八九一	宇津木三郎 世田谷区桜一六六一 電話(四二九)七二〇九	岩村謙一 中野区中野一五六一五 電話(三六三)一六〇四	岩崎守利 新宿区原町一七三三 電話(〇二二)三三三三	井上準一 千代田区神田駿河台 三三三三三 電話(九四三)三〇二二	市川隆 国立市西一三二二二 電話(四三三)三三三三	磯崎勝 文京区小石川二二二二 一八〇五 電話(八一五)三四五一	石原光夫 千代田区九段北一九五 朝日九段マンション 電話(三三〇)三三四八
上山五郎吉 武蔵野市境二二二三三 電話(四三三)二二三六	兼山金刀園 練馬区上石神井一三〇八 電話(九〇〇)八三四四	加藤隆之 台東区西浅草一六六四 電話(八四三)〇六六一	長田邦福 港区新橋丁六二二二 電話(五九〇)七三三四	小川敏市 台東区三輪丁二八二五 電話(八七三)七三六八	小川弘明 荒川区西日暮里五七六 電話(八九九)〇〇〇一	小川一郎 大田区池上六一一九八 電話(七五三)二六二七	岡部謙三 中野区中央四一七二一 電話(三八二)五八四七	岡田一馬 墨田区立花一三二二六 電話(六二二)一八九〇	岡崎寿士 中野区本町四一九二二 電話(三八〇)一五五一
酒井浅男 中央区築二二二二二 電話(五五二)〇六六四	三枝潮 世田谷区豪徳寺二一九三 電話(四二九)五三八一	斎藤久斉 文京区向丘一〇一〇一 本屋ビル二階 電話(八一三)六八三六	斎藤嘉三 杉並区下井草四一三二二 電話(三九九)九四六一	倉田由次 足立区梅島一八九一五 電話(八八七)八四五一	窪寺長治郎 練馬区豊玉上二二二三 電話(九九三)五三三二	久保村得治郎 板橋区水川町二二二八 電話(九六二)二二二〇	岸本勝次 台東区台東四一〇七 電話(八三三)二四六一	川口菊夫 板橋区大山町三二八 電話(九六二)五六〇七	河合貞司 江東区大島二二二二二 電話(六八二)八四七六
関弘 荒川区東日暮里五三三八 電話(八〇〇)〇〇六六	鈴木三男 大田区池上四二二六二 電話(七五三)七四〇〇	須崎孝美津 北区西ヶ原二二四〇六 電話(九九〇)六六六六	諏佐市之丞 新宿区西大久保三二八五 電話(二〇〇)六二二二	新保太郎 新宿区西大久保二二九五 電話(二〇九)五六一二	下田友吉 台東区根岸一〇一〇一 電話(八七四)七三三七	清水多四郎 墨田区業平三二〇二二 電話(六三三)三九一八	島田百郎 練馬区上石神井一三三六 電話(九九〇)八二二七	塩崎四郎 中央区日本橋茅場町二二六 電話(六六〇)〇六六七	佐々木秀明 台東区東上野五一二二 電話(八四二)〇二四八
土橋栄夫 渋谷区本町六四〇一四 電話(三七七)三七一〇	玉家義雄 大田区久が原六一六二 電話(七五三)〇四七一	田中正盛 大田区多摩川二二六二五 電話(七五三)六二五二	田中佐門 台東区柳橋一三二九七 電話(八六六)〇三九四	田中勘二郎 中央区八丁堀三二二二八 電話(五五二)三三三三	高森利正 江東区亀戸二二四九九 電話(六八二)五三三三	高橋栄吉 渋谷区代々木三三五六 電話(三七七)二四七六	染谷孝太郎 葛飾区堀切五二五〇一 電話(六〇〇)五〇五〇	千正清夫 中央区日本橋茅場町二二二 共同ビル八〇三号室 電話(六六〇)〇〇五二	関口秀男 中央区銀座四一三三二 上原ビル 電話(四四二)七五六一
藤井邦保 江東区富岡一三二一七 電話(六四二)二三四三	人見敦 文京区小石川二二二二 電話(八一三)〇六八四	浜中忠礼 青梅市河辺町五一三二一 電話(八四三)四三二四	橋本一雄 葛飾区柴又一九九一七 電話(六〇七)二二六六	二村倍吉 港区西新橋一八八八六 電話(五〇二)〇八二〇	永島徳造 豊島区目白四二二四五 電話(九五四)〇三三五	中島育広 世田谷区玉川瀬田町五一九 電話(七〇〇)三三三三	長坂利正 練馬区中村北四二二四 電話(九九〇)二二二二	仲井良治 墨田区東向島一三四四五 電話(八六一)三三三〇	内藤安巳 大田区蒲田二二七二六 電話(七三三)五六三三
三輪三郎 杉並区高円寺南一六六五 サマビル七九三階 電話(三二五)三三三三	宮武一 江戸川区南小岩三二二〇 電話(六五七)五九九四	都沢美夫 江東区永代二二二二四 電話(六四二)二九三二	水葉義一 秋川市小川八三六 電話(四三三)三三三二	丸山潤次 豊島区北大塚二二二二三 電話(九九七)五二〇二	丸山修司 北区赤羽西三三三四三 電話(九〇〇)三三三五	的場輝夫 台東区台東一三〇一三 電話(八三三)三三九五	松木正輝 荒川区西日暮里一八九四 電話(八〇五)三三〇二	前田実 千代田区神田駿河台三三三 共同ビル九三三号室 電話(二五二)八九四九	古屋勝成 八王子市本町一五二二 電話(三二〇)五〇九九
渡部正広 文京区目白台二一九一八 電話(九四二)一七七七	渡辺孝夫 小金井市中町三一九一三 電話(三三三)八二六八	和田新之助 文京区本郷二二二二二 電話(八一四)五八九五	若林恒雄 中央区築地二二二二二 電話(五四二)六六六三	吉田承治 目黒区上目黒四四一〇 電話(七九九)三三四一	山本日出磨 千代田区大手町二二二二 電話(三三三)三三三三	山本敏郎 港区西新橋二二二二二 電話(四三三)五五五四	山名正夫 新宿区西五軒町三五 電話(二六〇)二七九二	森山頼一 杉並区清水一三二二二 電話(二九九)〇〇〇一	村松良市 国分寺市内藤二二二二 電話(四三三)三三三七

第一税協

業務研修会開催のご案内

第一税理士協議会がはじめて企画した会員事務所業務研修会です。確定申告シーズンも三ヶ月決算シーズンを前にした時期に会員事務所合同研修会を目的として企画いたしました。

この機会に会員、会員事務所員、関与先経理スタッフ多数で参加下さいませ。ご案内申し上げます。

日時 昭和五十五年二月二十二日(土) 午前十時~午後四時
主内容 講師

- I 法人税研修
法人税基本通達等の一部改正について
(五四一〇一八付直法二一三)
講師 現在交渉中
II 経済政策研修
公定歩合引上げとインフレーション抑制(中小企業の経理)
税務関与者に対する時事経済として
講師 日本大学教授 経済学博士 石村暢五郎氏
III 会計事務所経営実践
事務所合理的経営の仕方
講師 第一税理士協議会

公認会計士 川北 博氏
場所 公認会計士会館三階会議室
(文京区本郷五十一八三)
会費 一名 三〇〇〇円
申込 申込用紙を別途にお送り致します。

農地相続の場合の特例措置

税務 質疑 応答

私(農業経営者)は、生前に贈与して農地について、生前に贈与して、贈与税が課税にならないことですが、くわしく御教下さい。

答 農業を現に経営する所有する農地を、農業を後継する方に、贈与する、通常は贈与税が課税になります。しかし、相続特例措置法第七條の四に特例が設けてあり、農業経営者が、農業後継者に、生前に、その農地を一括贈与しても、その贈与税は課税せず、一定の条件に適合すれば、その贈与税の納税を猶予するという制度が規定されております。

その所有する農地を、農業を後継する方に、贈与する、通常は贈与税が課税になります。しかし、相続特例措置法第七條の四に特例が設けてあり、農業経営者が、農業後継者に、生前に、その農地を一括贈与しても、その贈与税は課税せず、一定の条件に適合すれば、その贈与税の納税を猶予するという制度が規定されております。

ラ・ロッシュコオ著

●幸運を支えるためには、悪運に処する以上、大きな勇気が必要とする。

●沈黙は、自信のない人間にも変りやすいのは、魂の質を知ることがむづかしくて、精神の質を知ることがたやすいからである。

●愛は、ほめられるためばかりに、他をほめるものではない。

●愛は、愛と愛の間に、大部分の人は、不正を犯すことを見て、恐ろしさにすぎない。

●愛は、愛と愛の間に、大部分の人は、不正を犯すことを見て、恐ろしさにすぎない。

●愛は、愛と愛の間に、大部分の人は、不正を犯すことを見て、恐ろしさにすぎない。

●愛は、愛と愛の間に、大部分の人は、不正を犯すことを見て、恐ろしさにすぎない。

●愛は、愛と愛の間に、大部分の人は、不正を犯すことを見て、恐ろしさにすぎない。

●愛は、愛と愛の間に、大部分の人は、不正を犯すことを見て、恐ろしさにすぎない。

税の歴史から

上古と律令制の時代(その二)

律令時代の租税制度として、二百石毎に絹と布とが馬と租の外に庸と調があった。

その頃は戸籍が出来ていて、それが、大宝令の頃になると租と庸とが、今まで述べてきたように制度化されてきた。

男子は三才以下は黄、三才をこえ六才以下は中男、六才をこえ十才以下は小男、十才をこえ十六才以下は正丁、次丁、中男に絹、綿、糸、布等の納付が課された。

次丁は正丁の半、中男は次丁の半が課された。その品目は非常に多く、品目数もときと変わっていった。

調と庸は京に送られたが、中男のうち、高位にある者と、その関連の者、並若に廢疾者を除いた者であった。

女性は不課口、使役が課された(女は、他の国の半分は優遇されない)とされた。正丁は年に十日、次丁は年に五日、中男は免となっていたが、必要があるときに三十日ほどを徴して貯える国庫におかれた倉のた使役されたが、その場合は十日でその年の租調は免れ、以下日数によって軽減されたことである。

また、この使役は代人をもつてするもので、物品による代納も許された。その代納が庸で、布・絹・塩・米など郷土の産物の一定量を課したものであるが、布の場合、時代によってちがいが、大宝令による正丁二丈六尺、次丁一丈三尺とされている。それより先、大化三年頃は一戸一丈一尺または米五斗、さらに五十石毎、百石毎に采女の費用等を持たせていた。

また、雑徭といつて、臨時に人夫を必要とする時は、六十日を限って正丁、次丁、中男に使役が課せられることもあった。調もやはり地方の産物を納めるのであるが、はじめ大化の改革の時代には、旧来の賦役を廃して、田の租のほかに調を納めることとして、田一町、一戸、一戸、

<5>

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改悪法案は、衆議院を通過し、参議院へ廻りました。衆議院では力及びませんでしたが、参議院において同法案を廃案に追込みたく存じます。そもそも税理士自身に益しない同法案は、税理士自身が誰よりもさきに先ず反対しなければならぬものであり、第一税理士協議会の果たすべき役割はひじょうに重要で、そのためには第一税理士協議会を強化し、より多くの力を結集して決定的な廃案をかちとる必要がありますので、この際第一税理士協議会へご入会下さいませ。心からお勧め致します。資金的にも力が加われば今から政治的な諸手を打つことができます。

成案となった場合は、なおさら自由加入制による一局複数会実現が望ましく、その推進力はいうまでもなく第一税理士協議会をおいてほかにありません。しかも、成案となった場合、登録即入会制で通知公認会計士制度は廃止され、税理士会に入会しなければならぬわけですから、その際われわれの権益を守るため、受皿としての第一税理士協議会に早く結集することが急務であります。ぜひ、第一税理士協議会へのご入会を!

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113 東京都文京区本郷五十一八三
公認会計士会館内第一税理士協議会

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(816)3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁…税理士法改正案遂に可決される、盛大に業務研修会

二頁…税務質疑応答、箴言と考察、税の歴史から(6)

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

二月七日の衆院本会議において可決され、参院に回付されていた税理士法改正案は、予備審議等の影響から暫く審議が停滞していたが、三月二十五日の参院大蔵委から俄かに審議を急ぎ、僅か三、四日の質疑で四月一日午後八時半頃、一部修正案と修正部分を除く改正案を、共産二院を除く賛成多数で強引に可決した。四日の参院本会議で可決、八日の衆院本会議で成立する見通しである。

三月二十五日の参院大蔵委では、岡崎氏に代わって日税連の正副会長、四元専務理事、波多野東京税理士会長らを参考人喚問し、真実を明らかにせよと要求した。二十七日には二十五日に続き丸谷議員が質問し、多田省吾公明、佐藤昭夫共産、中村利次民社、市川房枝(第二)、野末陳平(新自)が、それぞれ法案及び税理士制度の欠陥を指摘し、税理士制度の改良を求めた。四月一日には藤井裕久(自民)、衛藤征四郎(自民)、塚田十一郎(自民)、片岡勝治(社会)、丸谷、多田、矢追秀彦(公明)、渡辺武(共産)、中村利次、野末議員らが質問に立つて問題点を明らかにした。

とくに衛藤議員は通知公認会計士の職務、役員、公認会計士の職務、資本金引上げ、公益法人監査等法を強調し、塚田議員は「税理士法が成立すれば、税理士は税理士として全面的に反対である」として二時間近い鋭い質問を展開し、渡辺議員は汚辱に満ちた法案であり徹底的に審議すべきことを訴えたが、午後八時過ぎ、質疑続行や附帯決議に対する質疑要求を喰ひ下がる共産党を振り切り、自民、社会、公明、民社、新自の賛成多数で、共産二院の反対を押し切って可決していった。

助言義務の削除を社会党あたりが期待していたらしい税理士傍聴者は「賛成議員は今後投票しないぞ」と怒り、衛士が多数線込んで、傍聴席は総立ちであった。衆院と参院の雰囲気自体伝統的に違っていたことがあり、参院の良識と独立性を發揮するなどの意見が込められて、参院社会党としても一時は助言義務規定削除も検討したらしいが、大蔵省を中心とする強力な根回しの壁を遂に突破することはできなかった。したがって助言義務をそれに伴う行政処分規定などはそのまま残っていたから、第一条(税理士の使命)に「申告納税制度の理念に即して」との挿入する抽象的な修正は、「修正はした」と形を取りつづけたもの「(毎日)として実効が危ぶまれているが、これはせめても参院の抵抗でもあろう。検察庁が献金問題を調停中だから、法案審議を急がずに暫く様子を見ようといった空気が確かにあったのだ」といふように強引に可決された。だがとにかく強引に可決された。今後一億円を超える税連連の政治献金がワイロであるという検査の捜査結果が出たら何とも切り切れない(ハン)ものになりそうだ。今回のこの法案審議の間、山本日税連会長と四元専務理事が揃って「折良く」病気で入院中であつたのも意味深長である。

いずれにしても、われわれは今回の問題を通じていろいろの教訓を得た。献金問題を見るにつけ、公認会計士政治連盟の活動のあり方がどのようにならねばならないかを考えさせられる。政治なくして制度の進展は考えられないから、今後税理士法の再改正や公認会計士法改正があるとするれば、当然また政治とかかわるが、今回の税理士法を参考にしないといふ何やら大きな意図が窺われてしまつたおそれがある。日税連が自民党及び大蔵省に、基本要綱を持つて込み改正を働きかけた。それならと応じて大蔵省が示してきた改正案は全然別のものであつた。その意味では小淵議員も四元専務理事も俳優にしか過ぎなかった。演出者の意図を早々と見抜くことができなかったのは、こちらの熱意を利用されてかえってひどい目にあつたといふことをまざまざと見せつけられた。

この税理士法が成立する。今後どうなるか。早い話、従来から批判のあつた特別試験を廃止するかわりに、税務職員を研修による無試験で資格取得の方向は、ハッキリした。これから税務OBが大量に税理士となることは事実である。税理士が増えれば過当競争になる危険が大いにある。これから開業する税理士も関与先の少ない税理士は益々やり難くなる。現在安定しているも侵蝕されることがある。税理士会内部のグループ毎の利害や行政の対応がからみ、いろいろの問題点が出てくるであらう。校友会、清流の会、専業税理士会、青年税理士会等に加えて第一税理士協議会や近畿税研等のグループはどうか。通知公認会計士であつた人たちは税務をやるとうとする限り、小規模のものを除き所詮は税理士会に加入しなければならぬことになる。公認会計士たる税理士が今後税理士としてどういう態度をとり、結果としていくかは注目される。

あれこれ考えると、税理士法改正によって業界は最大の苦難に直面したわけである。

まして、近く商法改正に対し既に税理士会は「戦戦布告」を出していることを考えると、税理士会内外における公認会計士の結束のよさは天切な時ではない。

なお、今回の参院の附帯決議なるものは衆院のそれと一字一句違わず、余程急いだにしても参院の独自性いささかある。

第一税理士協議会の初めての試みである業務研修会は、確定申告が終わって早々の三月二十二日(土)季節はすれはれた雪のなか開催された。

開催担当者としては、雪で参加者の足を気づかされたが、会員の先生活及び事務所の職員の皆様の多くの参加を得て、盛大に開催できたことに深甚なる謝意を表する次第である。

以下、当日の模様を簡単にお知らせする。

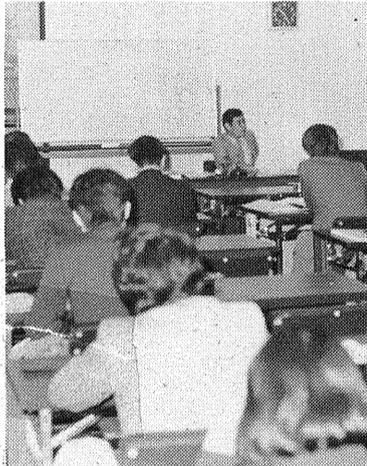
午前中の第一講は十時から十二時までの法人税研修。国税庁法人税課管理係堀之内健二講師による「法人税基本通達等の一部改正について」54-10-18(直法2-31)と題する研修が行われた。

先ず交際費等関係について、(1)交際費等に含まれる費用の例示(普通62(1)-12改正)(2)交際費等に該当しない費用の例示(3)情報提供料等と交際費等の区分(普通62(1)-7の新設)(4)特約店等のセールのための支出する費用(普通62(1)-11改正)(5)会議に關連して通常要する費用の例示(普通62(1)-16改正)につき懇切な解説があつた。とくに(5)は、支出の程度を示すものであつて、会員各位におかれて、実務上、充分

これを利用する価値のあるものである。次いで貸倒引当金関係、耐用年数関係に關した。とくに耐用年数関係の可動仕切り(耐用2-16の新設)の概念についてはこれが新設されたことに伴い、可動仕切りの耐用年数が十五年となつたこと、その他の簡易のものとは三年となっていることと合わせて、開仕切りの耐用年数の取扱いは慎重な検討を要しよう。続いて、有価証券の評価損関係と外債建債権債務等の換算関係。後者については、従来のT・T・R・T・Sの円換算のほかに原則としてT・T・M(電信売買相場の仲値)の方法が税務上採られることになつたのは注意すべきであつた。

あとは役員退職給付関係等にも触れられ、実務的に意義のある研修であつた。

昼食を終えて午後一時から日本大学教授・経済学博士石村暢五郎氏による第二講「経済政策研修」(公定歩合引上げとインフレ抑制(中小企業の経理、経営者に対する時事経済として))が行われた。氏は初めてのテーマで講義依頼を受けた時はさほどの問題ではなかつたが、直感されたさう



(研修会風景)

だが、アメリカのプライム・レイトが一・八・五(日歩五銭)から二〇%になった今日は時宜に過ぎているとあらためてこのテーマを評価された。先ず各国の金利上昇傾向を説明され、高金利時代の今日を直視すべきことを訴えられた。企業経営上、金利は大きなコスト要因(金利の費用の一部)であることを強調された。そして当面する種々の経済問題についての説明があつた。日本経済が今後長期的に対応すべき問題としては、①エネルギー問題、②食糧問題、③人口の高齢化問題、④財政問題と指摘された。またこの四つは、企業の経営環境に直接・間接に重なるものがある。したがって、企業経営者は、この四つをどうにか解決し、企業の発展に寄与する必要がある。と述べられた。

第二講「公認会計士業務実務研修」は公認会計士北博氏の「事務所としての合理的経営の仕方。先ず氏が青春時代の苦難をいかに克服して今日の地位を築かれたかを語り、現在に述べられたことに感銘を受けた。要するに、会計事務所経営は人事管理に定まるということ。そのためのリーダーシップを發揮すべきことが強調された。しかも会計事務所経営の国際化という展望を背景とした力強い講義であつた。定刻の午後四時を過ぎ、研修会が終了した。多くのものを得た。参加者の肩に寄つた雪が舞つていた。

税理士法改正案、遂に可決される

四月八日 衆院で成立

業界最大の苦難に直面す

盛大に業務研修会

三月二十二日、第一税理士初の行事

協 議 会

制度の進展は考えられないから、今後税理士法の再改正や公認会計士法改正があるとするれば、当然また政治とかかわるが、今回の税理士法を参考にしないといふ何やら大きな意図が窺われてしまつたおそれがある。日税連が自民党及び大蔵省に、基本要綱を持つて込み改正を働きかけた。それならと応じて大蔵省が示してきた改正案は全然別のものであつた。その意味では小淵議員も四元専務理事も俳優にしか過ぎなかった。演出者の意図を早々と見抜くことができなかったのは、こちらの熱意を利用されてかえってひどい目にあつたといふことをまざまざと見せつけられた。

この税理士法が成立する。今後どうなるか。早い話、従来から批判のあつた特別試験を廃止するかわりに、税務職員を研修による無試験で資格取得の方向は、ハッキリした。これから税務OBが大量に税理士となることは事実である。税理士が増えれば過当競争になる危険が大いにある。これから開業する税理士も関与先の少ない税理士は益々やり難くなる。現在安定しているも侵蝕されることがある。税理士会内部のグループ毎の利害や行政の対応がからみ、いろいろの問題点が出てくるであらう。校友会、清流の会、専業税理士会、青年税理士会等に加えて第一税理士協議会や近畿税研等のグループはどうか。通知公認会計士であつた人たちは税務をやるとうとする限り、小規模のものを除き所詮は税理士会に加入しなければならぬことになる。公認会計士たる税理士が今後税理士としてどういう態度をとり、結果としていくかは注目される。

あれこれ考えると、税理士法改正によって業界は最大の苦難に直面したわけである。

まして、近く商法改正に対し既に税理士会は「戦戦布告」を出していることを考えると、税理士会内外における公認会計士の結束のよさは天切な時ではない。

なお、今回の参院の附帯決議なるものは衆院のそれと一字一句違わず、余程急いだにしても参院の独自性いささかある。

有利になって発行

5年国債

無記名式・割引国債 分離課税16%

貯蓄の利息を生み出すモトになるのが利率です。〈5年国債〉は、利率が大幅に上げられました。税金が源泉分離課税の16%だけ(※)ということもあり、お手持り利息の面で、一段と有利な貯蓄になっています。この機会に、ぜひ、おトクな〈5年国債〉をご検討ください。

第一税理士協議会所属の皆様方の御利用をお願い申し上げます。

- お申込み単位・額面5万円 ●期間・5年
- 無記名で財産の秘密が守れます。

ニッコリ、5年後。

〈5年国債〉はお申込みの際、利息分を差し引いてお払い込みいただく、割引方式の貯蓄です。5年間で手軽に、有利に財産づくりができます。

2年中期国債
3年中期国債
もあります。
ご利用ください。

グリーンカード制
を先取りする……

トクユー

(特)優の国債が満額

の方に最適です。

確定申告は不要です。

割引国債は、2年定期預金や貸付信託よりも大変有利です。

野村証券

新宿支店

郵便番号160
東京都新宿区新宿5丁目17番9
(三光町交差点角・伊勢丹側)
電話 東京(03)205-1001(代)

